

防整施第6033号
3 1 . 3 . 2 8

大臣官房長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

整備計画局長
(公印省略)

建設工事請負契約に係る総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領
について（通知）

防衛省が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）における総合評価落札方式の実施に当たっては、平成12年9月に当該方式の手引きとして公共工事発注省庁によって取りまとめられた別添1「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」によるほか、別添2のとおり事務処理要領を定め、平成31年7月1日以降に入札公告を行う建設工事について適用することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、建設工事請負契約に係る総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領について（防整施第6928号。28.3.31）及び建設工事請負契約に係る施工能力評価型総合評価落札方式の試行について（防整施第6944号。28.3.31）は、平成31年6月30日限りで廃止する。

添付書類：1 工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン
2 総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領

配布区分：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン

[公共工事発注省庁申合せ]

本標準ガイドラインは、公共工事発注機関が総合評価落札方式により入札する場合の事務処理の効率化等に資するため、大蔵大臣と協議を整えた各省各庁の長の定めとともに、運用上の基本的な事項を手引きとしてとりまとめたものである。

第1 各省各庁の長の定め（大蔵大臣協議）

I 適用範囲

以下の工事（設計・施工一括発注を含む。）に係る請負契約を締結しようとする場合に適用する。

- 1 入札者の提示する性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）によって、工事価格に、工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の減額相当額（以下「補償費等の支出額等」という。）並びに維持更新費を含めたライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生ずると当該工事に係る契約に関する事務を管理する大臣（以下「大臣」という。）が認める工事
- 2 入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生ずると大臣が認める工事
- 3 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して対策の達成度に相当程度の差異が生ずると大臣が認める工事

II 落札方式

- 1 入札者に価格及び性能等をもって申込みをさせ、次の各要件に該当する者のうち、III「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
 - (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
 - (2) 入札に係る性能等が、入札公告及び入札公示（これらに係る入札説明書又は技術資料作成要領を含む。以下「入札公告等」という。）において明らかにした性能等の要求要件（以下「技術的要件」という。）のうち、必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たしていること。

(3) 評定値が、予定価格の算出の前提となる状態で想定される得点（必須とされた項目ごとに設定した最高得点の合計）を、予定価格（補償費等の支出額等を評価する場合においては、予定価格に予定価格の算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額等を加算した価格）で除した数値（以下「基準評定値」という。）を下回っていないこと。

2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

III 総合評価の方法

1 性能等の評価方法については、次のとおりとする。

(1) 評価の対象とする技術的要件については、当該工事の目的・内容に応じ、事務・事業上の必要性等の観点から評価項目を設定し、これを必須とする項目とそれ以外の項目とに区分する。

(2) 必須とする項目については、各項目ごとに最低限の要求要件を示し、この要求要件を満たしていないものは不合格とし、要求要件を満たしているものには基礎点を得点として与え、更に、最低限の要求要件を超える部分について評価に応じ得点を与える。

(3) 必須とする項目以外の項目については、各項目ごとに評価に応じ得点を与える。

(4) 各評価項目に対する得点配分は、その必要度・重要度に応じて定める。

(5) 補償費等の支出額等を評価する場合においては、当該費用について評価項目として得点を与えず、評価値の算出において入札価格に当該費用を加算する。

2 価格及び性能等に係る総合評価は、入札者の申込みに係る性能等の各評価項目の得点の合計を当該入札者の入札価格（補償費等の支出額等を評価する場合においては、入札価格にその費用を加算した価格）で除して得た数値をもって行う。

IV その他

この落札方式による場合には、落札決定に当たって総合評価による旨及びその方法を入札公告等において明らかにするものとする。

第2 総合評価に関する手引き

I 一般的事項

1 技術的要件及び入札の評価に関する基準については、入札説明書等において明らかにするものとし、この旨入札公告等において明記する

ものとする。

- 2 公共工事発注機関は、技術的要件及び入札の評価に関する基準を、仕様に関する書類（以下「仕様書」という。）及び総合評価に関する書類（以下「総合評価基準」という。）において定める場合にあっては、入札説明書等の一部として、これらを入札参加希望者の要請に応じ速やかに交付する。

II 技術的要件

- 1 技術的要件は、必須の要求要件及びそれ以外の要求要件に区分して、入札説明書等（仕様書を含む。）において明らかにするものとする。
- 2 技術的要件は、工事における必要度・重要度に基づき、適切に設定するものとする。
- 3 必須の要求要件については、公共工事発注機関が実際に必要とする最低限の内容に限るものとする。
- 4 必須以外の要求要件については、総合評価基準において定める評価項目として評価の対象とするものに限るものとし、評価の対象としないものは記載しない。
- 5 技術的要件は、定量的に表示し得るもの（性能等を数値化できるもの）は数値で表すこととし、それが困難で定性的に表示せざるを得ないものについては、その内容を可能な限り詳細かつ具体的に記載する。

III 評価基準

- 1 入札の評価に関する基準は、評価項目、得点配分（基礎点及び評価に応じて与えられる得点（以下「加算点」という。））、その他の評価に必要な事項とし、入札説明書等（総合評価基準を含む。）において明らかにするものとする。
- 2 評価項目及び得点配分は、工事における必要度・重要度に基づき、適切に設定するものとする。
- 3 工事における必要度・重要度に照らし、必要な範囲を超える評価する意味のないものは評価しないものとする。
- 4 必須の評価項目であっても、工事における必要度・重要度に照らし、最低限の要求要件を満たしていれば十分であり、当該要求要件を超えていても評価する必要がないものは、加算点の対象にしないものとする。
- 5 評価項目については、その評価する内容を可能な限り詳細かつ具体的に示すものとする。この場合において、あらかじめ数値等により定量的に評価する範囲（上限値等）を示すことができるものについては、

当該評価項目ごとにその旨を明記するものとする。

- 6 必須とする評価項目及びそれ以外の評価項目の各評価項目ごとに、入札者の提示する性能等とその評価に応じ与える得点（基礎点を含む。）の関係を明らかにするものとする。
- 7 基礎点合計と加算点合計との配点割合は、工事及び評価の目的・内容等を勘案して適切に設定するものとする。
- 8 基準評価値は、予定価格の算出の前提となる状態（予定価格を算出する際に設定する諸条件を満たす状態）で想定される得点を、予定価格で除した数値であり、補償費等の支出額等を評価する場合には、予定価格に、予定価格算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額等を加算するものとする。
- 9 予定価格は、当該工事において目標とする技術的要件（必須とする評価項目ごとに設定した最高得点を与える状態。以下「目標状態」という。）を前提として算出することとし、その算出に当たっては、目標状態の工事価格を算出する方法、あるいは必須とする評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する工事価格に、目標状態までに必要な価格を加算する方法等が考えられ、各公共工事発注機関が工事ごとに設定するものとする。
- 10 評価項目設定の指針となる事項について例示すれば、次のとおりである。

なお、具体的な評価項目を設定する場合においては、その項目は当該工事に係る契約において、その内容が担保できるものに限るものとし、担保できないものは、評価項目の対象としないものとする。

- (1) 総合的なコストに関する事項
 - ① ライフサイクルコスト
維持管理費・更新費も含めたライフサイクルコストについて評価する。
 - ② その他
補償費等の支出額等を評価する。
- (2) 工事目的物の性能、機能に関する事項
 - ① 性能・機能
初期性能の持続性、強度、耐久性、安定性、美観、供用性等の性能、機能を評価する。
- (3) 社会的要請に関する事項
 - ① 環境の維持

騒音、振動、粉塵、悪臭、水質汚濁、地盤沈下、土壤汚染、景観を国の利害の観点から評価する。

② 交通の確保

交通への影響（規制車線数、規制時間、交通ネットワークの確保、災害復旧等）を国の利害の観点から評価する。

③ 特別な安全対策

特別な安全対策を必要とする工事について安全対策の良否を評価する。

④ 省資源対策又はリサイクル対策

省資源対策、リサイクルの良否などへの対応を国の利害の観点から評価する。

IV 評価

- 1 入札の評価は、入札説明書等（仕様書及び総合評価基準を含む。）に基づいて行うものとし、入札説明書等に記載されていない性能等は評価の対象としない。
- 2 性能等の評価は、当該公共工事発注機関による公正、公平な審査を通じて適切に行うものとする。また、当該審査に当たっては、全ての入札者に共通の基準で行うこととし、特定の入札者の評価に特定の方法を用いないものとする。
必要に応じ、入札前に施工計画、試験結果等の提出を求め、資料のヒアリングを実施することができる。なお、その場合には、その旨を入札説明書等において明らかにするものとする。
- 3 必須の評価項目については、入札説明書等（仕様書を含む。）で示した最低限の要求要件を満たしているか否かを判定し、合格、不合格の決定をする。合格とされたものについては、入札説明書等（総合評価基準を含む。）に基づき基礎点及び加算点を与える。
- 4 必須以外の評価項目については、入札説明書等（仕様書を含む。）に記載された必須以外の要件要求を満たしているか否かを判定し、当該要求要件を満たしている場合は、入札説明書等（総合評価基準を含む。）に基づき加算点を与える。
- 5 定性的な評価項目に関する評価に当たっては、十分、合理的な理由をもって行うものとする。
- 6 入札者の提示する性能等の評価に当たり、実地試験等を課す場合には、公正かつ無差別な手段で行われることを確保するため、当該試験の実施内容・方法等を入札説明書等において明らかにするものとする。

V その他

1 落札結果等の記録及び情報提供

- (1) 総合評価における入札者の提示した性能等の評価及び落札結果等については、記録し契約後になるべく早期に公表する。特に、技術的要件の審査結果については、各評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録し、入札者の苦情等に適切に対応するものとする。
- (2) 落札できなかった入札者から落札情報の提供依頼があった場合には、落札の相対的な利点に関する情報（当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格及び性能等の得点）を提供する。

2 評価内容の担保

- (1) 落札者の提示した性能等については、全ての契約書にその内容を記載することとし、その履行を確保するものとする。
- (2) 工事の監督・検査に当たっては、評価した性能等の内容を満たしていることを確認するものとする。

なお、工事の検査において、契約書に記載してある評価した性能等の内容を満たしていることをすべて確認できない場合は、当該工事の契約内容のうち、評価した性能等についての履行に係る部分は、工事完成後においても引き続き存続する旨を契約書において明らかにする。

- (3) 評価する項目の性格から、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行う旨を入札説明書等において明らかにし、契約書に記載するものとする。再度の施工が可能な場合には、入札説明書等及び契約書において、再度の施工の義務及びその内容を明らかにする。

3 不落となつた場合の取扱い

再度入札を実施しても落札者が決定しない場合の随意契約においても、第1・II・1に示す考え方へ従い契約を行うものとする。

総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領

第1章 総合評価落札方式の適用

1 目的

平成17年4月に施行された、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）第3条第2項「基本理念」においては、「公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。」とされ、品確法第9条第1項に基づき閣議決定された「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）においては、「発注者が、法の基本理念にのっとり、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務を適切に実施することが必要である。」とされている。

本事務処理要領は、防衛省が発注する建設工事について、品確法及び基本方針の趣旨を踏まえつつ、総合評価落札方式を適用する際の必要な実施手順等を取りまとめたものである。

なお、防衛省において実施する総合評価落札方式の実績等により、総合評価落札方式の適用区分、加算点の設定範囲、評価項目、評価基準、配点等を必要に応じて適宜見直し、改訂するものとする。

2 総合評価落札方式の概要等

（1）総合評価落札方式の概要

総合評価落札方式とは、企業の技術力と価格の双方を総合的に評価し落札者を決定する方法である。標準的な設計、施工方法に基づき最も安い価格で入札した企業を落札者としてきた従来の方式（価格競争方式）とは異なり、総合評価落札方式ではより技術の高い企業が落札者として選定されやすく、品質の向上、企業の技術開発の促進、入札談合の抑制等の効果が期待されている。

（2）適用する工事の範囲

「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」（以下「標準ガイド」という。）第1・Iに該当する工事に適用する。

なお、契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号。以下「訓令」という。）第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が、標準ガイド及び本事務処理要領に従い総合評価落札方式により発注する工事を選定した場合は、標準ガイド第1・Iの適用範囲に規定する「当該工事に係る契約に関する事務を管理する大臣が認める工事」と見なすものとする。また、特に小規模な工事等で、その内容に照らして総合評価落札方式を適用する必要がない場合及び設計・施工一括発注方式で性能要求以外に高度な技術や優れた工夫を含む技術提案を求めない場合は適用しないものとする。

(3) 総合評価落札方式のタイプ

防衛省総合評価落札方式については、工事の特性（規模、技術的な工夫の余地）に応じて、次のとおり分類する。

ア 技術提案評価型（基準額以上）

1件につき予定価格が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「特例政令」という。）第3条第1項に規定する財務大臣の定める額（以下「基準額」という。）以上の工事において適用する。

大規模工事においては、特定の課題等に対して施工上の工夫等の技術提案を求ることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることが要請されることから、企業による技術提案のみにより評価するもの。

イ 技術提案評価型（基準額未満）

1件につき予定価格が基準額未満の工事で、技術的工夫の余地が大きい工事において、発注者が求める工事内容を実現するため、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策などに関する施工上の工夫などの一般的な技術提案、及び施工実績・工事成績等に基づく施工能力を評価するもの。

ウ 施工能力評価型

1件につき予定価格が基準額未満の工事で、技術的な工夫の余地が小さい工事においては、施工の確実性を確保することが重要であるため、同種工事の施工実績、工事成績等に基づく施工能力を評価するもの。

エ 技術提案評価型（高度技術提案型）

予定価格の多寡に関わらず、設計・施工一括発注方式を採用する工事のうち、技術的工夫の余地が大きく、構造物の品質向上を図る観点から、ライフサイクルコスト、工事の目的物の強度、耐久性、供用性（維持管理の容易性）の向上などの高度な技術提案を評価するもの。

なお、評価項目は技術提案評価型（基準額以上）と同様とする。

オ 地域評価型

地域に根差し当該地域住民に信頼が置かれていることが、円滑な工事、良質な施工につながり、地域に精通することにより良質な資材、労務等が確保され、品質の高い施工が期待される場合において、イ及びウの評価に加え、地域精通度及び地域貢献度を評価するもの。

(4) 用語の解説

ア 技術審査 入札に参加する予定の企業（競争参加者）の技術的能力（同種工事の施工実績、工事全般の施工計画等）の審査を行い、競争参加資格の有無の確認を行うこと。

イ 施工能力等の審査・評価 企業による技術提案の実現性、企業及び配置予定技術者の施工実績及び工事成績等を確認（審査）した上で、点数付け（評価）を行うこと。

ウ 企業による技術提案 技術提案評価型による評価を行う場合に、競争参加者から求める、工事全般の施工計画及び施工上の提案、工事目的物の品質の向上に關

する技術提案をいう。

- エ 総合評価 施工能力等の評価結果と、入札価格とを総合的に評価すること。
- オ 評価点 総合評価落札方式のタイプや工事の特性等により定められた個々の評価項目において、各企業の施工能力等に応じて与えられる得点をいう。
- カ 最終評価点 評価点の合計に、施工体制評価で得られる評価点の率を乗じた得点。加算点を算出するための点数である。なお、施工体制評価を行わない場合は、評価点の合計が最終評価点となる。
- キ 加算点 最終評価点を換算した得点であり、予定価格の制限の範囲内の入札参加者に与えられる。

技術提案評価型（基準額未満）及び施工能力評価型については、最終評価点が最高の者に満点の加算点を付与し、その他の者には按分して算出した加算点を付与する。

技術提案評価型（基準額以上）及び技術提案評価型（高度技術提案型）については、最終評価点を加算点とし付与する。

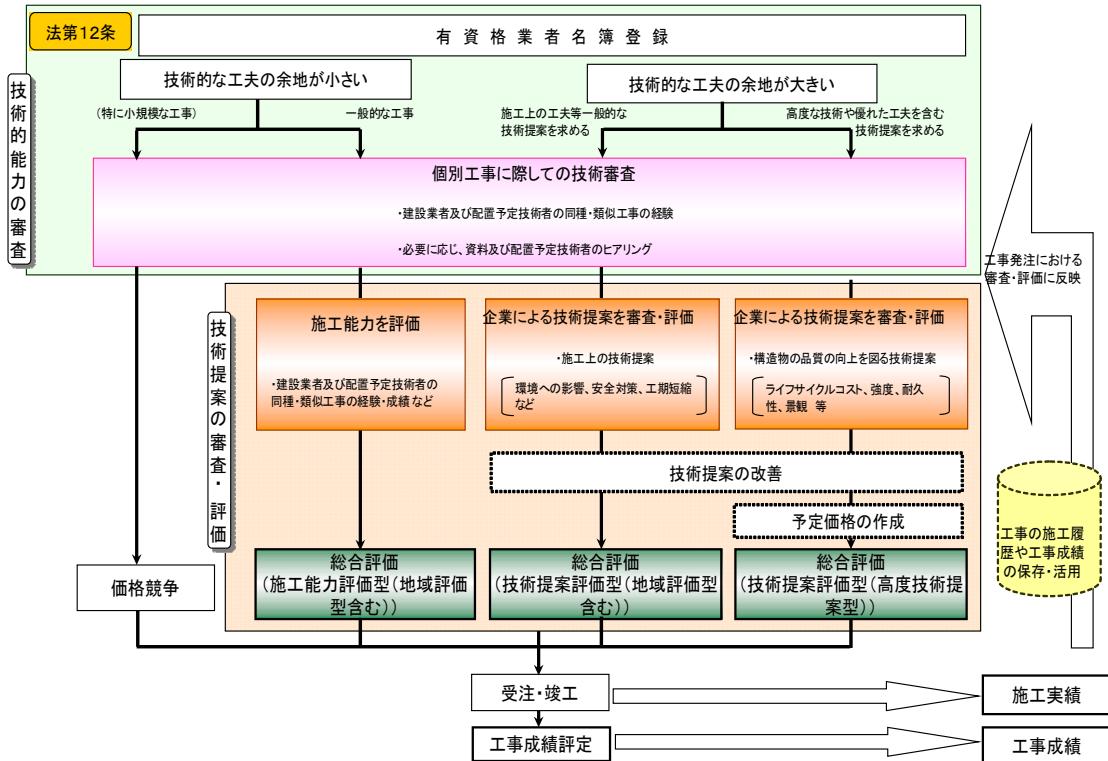
- ク 標準点 最低限の要求を満たしている場合に付与される評価点をいう。100点固定とする。

- ケ 技術評価点 工事目的物の性能等の評価点数であり、標準点に加算点を加えた得点のこと。

- コ 評価値 総合評価によって得られた数値であり、技術評価点と施工体制評価点（建設工事請負契約に係る施工体制確認型総合評価落札方式について（防整施第6929号。28.3.31）に規定する施工体制評価点をいう。以下同じ。）の和を入札価格で除した数値をいう。原則として、評価値の最も高い者を落札者とする。なお、施工体制評価を行わない場合は、技術評価点を入札価格で除した数値とする。

- サ 基準評価値 標準点を予定価格で除した数値をいう。

[参考：品確法及び基本方針に基づく総合評価落札方式の概要]



3 総合評価落札方式のタイプ選定

(1) 総合評価落札方式のタイプ選定

総合評価落札方式のタイプ選定に当たっては、第2項第3号によることとする。

(2) 技術提案評価型の選定における考え方

ア 技術提案評価型（基準額以上・基準額未満）の選定における考え方

次の（ア）から（ウ）の各項目を参考とし、競争参加者に対し技術提案を求める施工上の技術的課題がある場合について、技術提案評価型（基準額以上・基準額未満）により実施するものとする。

具体的に評価項目を設定する場合には、その内容が担保できるものに限るものとし、担保できないものは評価項目としないこと。

(ア) 総合的なコストに関する事項

- #### ・ライフサイクルコスト

維持管理費・更新費も含めたライフサイクルコストについて評価する。

- ### ・その他

(イ) 工事目的物の性能、機能に関する事項

- 性能 • 機能

防衛施設に求める性能・機能等を評価するとともに、初期性能の持続性、強度、耐久性、安定性、美観、供用性等の性能、機能を評価する。また、本来、技術的には一体として発注することが望ましいものの、諸般の事情により分割して発注せざるを得ない追加工事事案などにおいて、企業側の認識を評価する。

(ウ) 社会的要請に関する事項

- #### ・防衛上の任務に求める対策

部隊任務の遂行への影響、貢献、寄与について、国の利害の観点から評価する。

・環境の維持

騒音、振動、粉塵、悪臭、水質汚濁、地盤沈下、土壤汚染、景観について、国の利害の観点から評価する。

・交通の確保

交通への影響（規制車線数、規制時間、交通ネットワークの確保、災害復旧等）がある工事については、国の利害の観点から評価する。

・特別な安全対策

特別な安全対策を必要とする工事について、安全対策の良否を評価する。

・省資源対策又はリサイクル対策

省資源対策、リサイクルの良否などへの対応を国の利害の観点から評価する。

イ 技術提案評価型（高度技術提案型）の選定における考え方

技術提案評価型（高度技術提案型）は予定価格の多寡にかかわらず、ライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性、供用性（維持管理の容易性）、透明性公平性の確保等の観点から発注者としてあらかじめ1つの構造・工法に絞り込みます、幅広く構造物の品質の向上を図るために高度な技術提案を求め、最適案を選定することが特に適切である、設計・施工一括発注方式により発注する場合に行うものである。

適用の際には、総合評価落札方式の適用により期待できる大きさ、入札手続を含めた期間、業務量等を勘案し実施するものとする。

4 総合評価落札方式における評価項目

施工能力等の評価

総合評価落札方式における施工能力等に係る評価内容として、次の評価項目の視点に基づき審査・評価するものとする。

ア 企業の施工能力

発注者の指示する仕様に基づき、適切かつ確実に工事を遂行する能力を企業に期待するものである。企業の能力及び当該工事の施工に直接係わる配置予定技術者の能力を評価項目とする。

イ 企業の信頼性・社会性

工事を円滑に実施する能力を企業に期待するものである。現地条件を熟知している等の地域精通度、地域住民が安心して工事を任せられる企業であるかという視点から地域への貢献度を評価項目とする。

ウ 企業による技術提案

発注者の指示する標準的な仕様を入札参加者からの技術提案により改善し、工事の品質向上を図る能力を企業に期待するものである。総合的なコスト、性能・機能や環境の維持・交通の確保等の視点から評価する技術提案と、工事全般の施工計画を評価項目とする。

エ その他（ペナルティ）

指名停止等の措置を受けた場合を減点評価の項目とする。

5 総合評価落札方式における評価の細目等

(1) 技術提案評価型（基準額以上）

評価の細目、評価基準及び評価点の配点は別表第1を標準とする。

(2) 技術提案評価型（基準額未満）及び施工能力評価型（地域評価型を含む。）

評価の細目、評価基準及び評価点の配点は別表第2を標準とする。

6 加算点の設定

総合評価落札方式におけるタイプ別の技術評価点を構成する加算点は、次に掲げる点数を標準とする。

総合評価方式タイプ別の加算点の設定			
技術提案評価型 (基準額以上)	技術提案評価型 (基準額未満)	施工能力評価型	技術提案評価型 (高度技術提案型)
40	30~40	20~30	50

※ 個別案件において、学識経験者の意見により加算点を設定する場合は、これによらないことができる。

第2章 入札・契約手続

第1 共通事項

1 入札方式

原則として、一般競争入札によるものとする。

2 募集手続

企業による技術提案を求める場合は、入札公告及び入札説明書に次の事項を加える。

施工能力評価型の場合は、(1)についてはア、キ、ケを、(2)についてア及びイの事項を加える。

(1) 入札公告

ア 当該工事が、総合評価落札方式による工事であること。

イ 発注者が当該工事の入札説明書の別冊及び別冊図面並びに別冊仕様書に参考として示した図面及び仕様書（以下「標準案」という。）と異なる技術提案を求ること。

ウ 企業による技術提案により施工しようとする場合は、その内容を明示した設計及び施工計画書（以下「技術提案書」という。）を提出すること。また、技術提案が適正と認められない場合に標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案により入札に参加できること。

エ 企業による技術提案は、原則として、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という）の提出の際に、併せて提出すること。

オ 技術提案の可否及び評価については、競争参加資格の確認の通知の際に、併せて通知すること。

カ 技術提案書作成説明会を実施すること。（技術提案書作成説明会を開催する場合）

キ 配置予定技術者のヒアリングを実施すること。（配置予定技術者のヒアリングを実施する場合）

ク 技術提案で求める性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）の要求要件

ケ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(2) 入札説明書

ア 前号の内容の詳細

イ 入札の評価に関する基準（評価の細目、評価基準及び評価点の配点）

ウ 技術提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付すること。また、その理由に対して、説明要求及び苦情申立てを行うことができるものとすること。

エ 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合には、無償で使用できるものとすること。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでないこと。

オ 技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の負担が軽減されるものではないこと。

カ 企業による技術提案等の内容が満足できなかつた場合は、工事成績評定の減点

を行うこと。また、性能等に関わる提案が履行できなかった場合で再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、不履行に係る金額の支払請求等を行うこと。

3 手続に要する日数

別図第1又は別図第2に示す日数を標準とするものとする。

4 競争参加資格要件及び総合評価落札方式の適用等の決定

- (1) 契約担当官等は、競争参加資格要件及び総合評価落札方式の適用並びに評価の細目、評価基準、評価点、加算点及びペナルティ等の設定について、建設工事発注の公正を確保する措置について（防整施（事）第145号。28.3.31）の第1項に規定する競争参加資格・指名審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審議を経て決定するものとする。
- (2) 前号の設定に当たっては、必要に応じ、技術部会（建設工事発注の公正を確保する措置の運用について（防整施第13192号。28.7.15）の別紙第2項に規定する技術部会をいう。以下同じ。）を活用することとする。

5 企業による技術提案の提出方法等

(1) 技術提案を求める範囲

技術提案評価型において、技術提案を求める範囲は、設計及び施工方法等に関するもので、原則として設計図書において指定されたもののうち、標準ガイドに示す落札方式及び総合評価の方法によって、発注者に有利となる調達が可能な提案を期待できるもので、民間の技術開発を積極的に活用することが適当と認められるものを工事の特性に応じて定めることとする。

(2) 技術提案を求める部分の位置付け

技術提案を求める部分については、設計図書において施工方法等を指定しないものとする。

(3) 企業による技術提案の提出方法

入札者は、企業による技術提案を行う場合、その内容を明示した技術提案書を提出するものとする。

なお、入札者は、技術提案が適正と認められない場合においては、標準案に基づいて施工することができるものとする。

(4) 提出時期

技術提案書は、原則として申請書及び技術資料の提出時に併せて提出させるものとする。

6 技術提案書作成説明会の開催

契約担当官等は、技術提案評価型による場合において、必要があると認めるときは、技術提案書の作成について、説明会を実施することができるものとする。

7 配置予定技術者のヒアリング

契約担当官等は、必要があると認めるときは、配置予定技術者のヒアリングを実施することができるものとする。

8 施工能力等の審査・評価

- (1) 契約担当官等は、審査委員会の審議を経た上で、施工能力等について審査・評価を行うものとする。
- (2) 施工能力等の審査・評価に当たっては、必要に応じ、技術部会を活用するものとする。
- (3) 企業による技術提案の審査・評価に当たっては、必要に応じ、技術部会の部会長が工事の種別を勘案の上、指名する者により行うものとする。
なお、5名で審査・評価するのを標準とする。
- (4) 審査委員会は、技術提案の審査・評価に当たり、必要に応じ、学識経験者に意見を聞くものとする。

9 総合評価の方法及び落札者の決定

標準ガイド及び第4章によるものとする。

10 入札及び契約の過程に関する苦情処理

総合評価の審査・評価結果については、入札者の苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録しておくこと。また、落札できなかつた入札者から落札情報の提供依頼があった場合には、別紙様式第1から第3までを用いて説明すること。さらに当該入札者の評価の理由を求められた場合には、その理由を説明すること。

11 提案内容の保護

技術提案内容の保護については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

なお、この旨を、入札説明書、特記仕様書等に記載することにより、入札に参加を希望する者（以下、「入札参加希望者」という。）に周知するものとする。

12 責任の所在とペナルティ

次に掲げる事項について、入札説明書及び契約書に記載するものとする。

- (1) 発注者が技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではないこと。
- (2) 受注者の責により、技術提案が履行できなかつた場合で再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、不履行に係る金額の支払請求等を行うこと。

第2 総合評価落札方式による一般競争入札（基準額以上）

1 対象工事

総合評価落札方式による工事のうち、1件につき予定価格が基準額以上の工事について適用するものとする。

なお、工事概算額に基づいて本事務処理要領による公告を行った後、予定価格の決定において、基準額に達しない場合についても、本事務処理要領による手続を継続するものとする。

2 入札の公告

(1) 契約担当官等は、前項の対象工事（以下この項から第19項までにおいて「対象工事」という。）を一般競争に付そうとする場合においては、安全保障に係る建設工事等の一般競争入札等の実施について（防整施第9671号。30.6.15）に定める安全保障上重大な利益の保護のために必要と認める措置に該当する工事（以下「安全保障工事」という。）は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第74条に基づき、防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）において掲示及びホームページへの掲載により公告するものとする。また、対象工事であり、かつ、安全保障工事に該当しない工事（以下「安全保障外工事（基準額以上）」といふ。）は、予決令第74条及び特例政令第5条第1項に基づき、官報により公告し、防衛省発注機関において掲示及びホームページに掲載するものとする。

(2) 前号の公告は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- ア 契約担当官等の氏名及び防衛省発注機関の名称
- イ 競争入札に付する事項（工事概要）
- ウ 建設工事における後工事について（防整施第11586号。29.7.27）に規定する後工事を予定している場合は、後工事に関する必要事項
- エ 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- オ 契約条項を示す場所（関連情報を入手するための照会窓口）
- カ 入札説明書の交付に関する事項
- キ 競争執行の場所及び日時
- ク 契約の手続において使用する言語
- ケ 入札保証金に関する事項
- コ 入札の無効
- サ 落札者の決定方法
- シ 契約書作成の要否
- ス その他必要な事項

(3) 安全保障外工事（基準額以上）の公告に際しては、次に掲げる事項を、英語により併記するものとする。

- ア 契約担当官等の氏名及びその所属する部局の名称

イ 工事の名称及び数量

ウ 入札期日

エ その他必要な事項

- (4) 安全保障外工事（基準額以上）の入札の公告及び掲示は、入札期日の前日から起算して少なくとも 40 日前に行うものとする。
- (5) 契約担当官等は、官報に掲載しようとする日の前日から起算して 8 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）前までに、独立行政法人国立印刷局に官報掲載の依頼を行うものとする。

3 競争参加資格

競争参加者は、次の全ての事項に該当する者であること。

- (1) 予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないこと。
- (2) 対象工事に係る工事種別について、訓令第 10 条に基づく級別の格付を受け、当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。以下「地方防衛局等」という。）に競争参加を希望していること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度の級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 対象工事に係る工事種別について、防衛省における契約事務の取扱いについて（防経会第 51 号。19.1.4）第 4 第 1 項の規定に基づく経営事項評価数値が、付紙第 2 に定める点数以上であること。ただし、契約担当官等が競争参加資格のうち同種工事の施工実績及び技術者の要件により建設業者の施工能力が確保でき、工事の質の低下を招くおそれがないと認められる範囲で引き下げることができる。
- (5) 対象工事と同種の施工実績があること。

工事成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと（詳細は入札説明書において明示すること。）。

なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって 65 点以上の工事とみなすものとする。

- (6) 対象工事に配置を予定する監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）が適正であること（個別の工事に応じて、技術者の資格及び同種工事の経験（以下「経験」という。）を明示すること。）。

なお、工事成績の評定点が 65 点未満のものを除くこととし、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって 65 点以上の工事とみなすものとする。

- (7) 申請書、技術資料及び技術提案書（以下「申請書等」という。）等の提出期限の日から開札の時点までの期間に、当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局

等の長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防経施（事）第150号。28.3.31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けている期間が含まれていないこと。

- (8) 工事全般の施工計画が適正であること。
- (9) 当該防衛省発注機関が発注した工事で当該工事種別に属するもののうち、一定期間内に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績の評定点の平均が一定以上であること。
- (10) 対象工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本的関係又は人的関係がないこと（「資本的関係」及び「人的関係」の具体的な内容について、入札説明書において明示すること。）。
- (12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
- (13) その他契約担当官等が必要と認めた事項。

4 入札説明書の交付

- (1) 契約担当官等は、入札参加希望者に対して、入札説明書を交付するものとする。
- (2) 入札説明書は、第2項第2号（力を除く。）及び次に掲げる事項を記載するものとし、別冊として、入札公告の写し、契約書案、入札心得書、図面、仕様書及び現場説明書を含めるものとする。
 - ア 契約担当官等の所属する部署の所在地
 - イ 工事の仕様その他の明細
 - ウ 開札に立ち会う者に関する事項
- (3) 入札説明書の交付は、公告後速やかに開始するものとし、開札の日の前日まで交付するものとする。
- (4) 入札説明書の交付に当たっては、実費を負担させることができるものとし、実費を負担させる場合においては、その旨を公告において明らかにするものとする。

5 申請書等の提出等

- (1) 契約担当官等は、入札参加希望者の競争参加資格を確認するため、また、総合評価を実施するため、入札参加希望者から、申請書等の提出を求めるものとする。
- (2) 申請書等の提出期限は、原則として、入札説明書の交付を開始した日の翌日から20日程度で設定するものとする。
- (3) 申請書等の提出場所は、電子入札システムサーバ又は当該防衛省発注機関の建設工事の契約事務をつかさどる部署（以下「契約担当部署」という。）とするものとする。
- (4) 申請書等の提出は、電子入札システムにより行うものとする。ただし、契約担当官等の承諾を得て紙入札方式による場合又は紙入札により実施される入札に参加する場合（以下「紙入札方式による場合」という。）は、持参又は郵送（書留郵便に

限る。) 若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。) (以下「郵送等」という。)により行うものとする。

- (5) 入札参加資格の申請期限までに申請書等を提出しない者又は契約担当官等が競争参加資格がないと認めた者は、当該競争入札に参加することができないものとする。
- (6) 申請書等の提出に要する費用の負担及び申請書等の取扱いは、次のとおりとする。
 - ア 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - イ 提出された申請書等は、当該契約担当官等による競争参加資格の確認及び総合評価の審査・評価並びに入札・契約に関する統計的分析以外に申請者に無断で使用しないこととする。
 - ウ 提出された申請書等は返却しないこととする。
 - エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は、原則として認めないこととする。
 - オ 提出された申請書等は、外部への漏洩又は紛失等がないようその取り扱いに十分注意するものとする。

6 技術資料及び技術提案書の内容

- (1) 競争参加資格の確認又は総合評価における審査・評価のための技術資料及び技術提案書の内容は、次のとおりとする。

なお、施工実績又は経験として記載する工事については、工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限るものとする。

 - ア 同種工事の施工実績

第3項第5号に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績とする。
 - イ 配置予定の監理技術者等

第3項第6号に掲げる資格があることを判断できる配置予定の監理技術者等の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等とする。

なお、配置予定の監理技術者等として複数の候補技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することができるものとする。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の監理技術者等とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができなくなったときは、原則として入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者には、直ちに当該申請書の取下げをさせるものとする。他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことができるものとする。

入札書の提出後、落札者決定までの期間(予決令第86条の調査(以下「低入札価格調査」という。)期間を含む。)において、他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができなくなった場合には、直ちにその旨の申し出を行わせるものとする。この場合において、事実が認められた場合には、原則として当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の監理技術者等が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止の対象とすることができるものとする。

ウ 技術提案

入札参加希望者は、技術提案による施工又は標準案による施工の別を記載するものとし、技術提案により施工しようとする場合は、技術提案に基づく施工方法等の技術的事項に対する所見を記載するものとする。

エ 工事全般の施工計画

当該工事における施工上配慮すべき事項等に対する技術的所見とする。

なお、入札参加希望者は、提示された評価の着目点に適する提案を記載する。

- (2) 前号ア及びイの資料には、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書（以下「評定通知書」という。）が含まれるものとする。この場合において、評定通知書を受けた者から、紛失等により、評定通知書の写しの交付を求められたときは、当該評定通知書の写し又はこれに準ずるものを交付するものとする。
- (3) 契約担当官等は、必要があると認めるときは、第1号に掲げる技術資料の内容を証明するための書類の提出を求めるものとする。

7 技術提案書作成説明会

- (1) 契約担当官等は、必要があると認めるときは、技術提案書の作成について説明会を実施することができるものとする。
- (2) 説明会は、原則として、技術提案書の提出期限の15日前までに実施するものとする。
- (3) 説明会への参加の申込みは、書面（様式は自由）を申込先へ持参又は郵送等することにより行うものとする。
- (4) 説明会の参加申込の期限は、原則として、公告の日の翌日から説明会の実施日の3日前までとするものとする。
- (5) 説明会への参加の申込先は、契約担当部署とするものとする。
- (6) 説明会を実施する場合には、説明会を実施する旨を公告において明らかにするとともに、次に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。
 - ア 説明会を実施する旨
 - イ 説明会の日時及び場所
 - ウ 説明会への参加申込方法、申込期間及び申込先
 - エ その他契約担当官等が必要と認める事項

8 配置予定技術者のヒアリング

- (1) 契約担当官等は、必要があると認めるときは、配置予定技術者のヒアリングを実施することができるものとする。
- (2) ヒアリングは、申請書等の提出期限の翌日から総合評価における評価項目の審査・評価の審議までの間に行うものとする。
- (3) ヒアリングを実施する場合においては、ヒアリングを実施する旨を公告において

明らかにするとともに、次に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

- ア ヒアリングを実施する旨
- イ ヒアリングの日時及び場所
- ウ ヒアリングの評価項目、評価基準等
- エ その他契約担当官等が必要と認める事項

9 競争参加資格の確認及び企業による技術提案の審査・評価等

(1) 契約担当官等は、申請書等を提出した申請者の競争参加資格の有無について、確認を行うものとする。ただし、申請書等の提出者が申請書等の提出期限の日において第3項第2号から第4号までに掲げる事項を満たしていない場合において、競争参加資格のうち第3項第1号及び第5号から第13号までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時点において第3項第2号から第4号までに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

なお、開札の時点までに、第3項第2号から第4号までに係る審査を了しないおそれがあると認められるときは、あらかじめその旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

(2) 契約担当官等は、入札参加希望者の企業による技術提案について審査・評価を行うものとする。

(3) 第1号の確認及び前号の審査・評価は、審査委員会の審議を経て、行うものとする。

(4) 第1号の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとする。ただし、第3項第7号の指名停止については、申請書等の提出期限の日から競争参加資格の確認を行う日までの全ての期間について確認するものとする。

(5) 第1号の確認に当たって、第6項第1号の同種工事の施工実績及び配置予定の監理技術者等の同種工事の経験の確認を行う場合に、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあっては、我が国における同種工事の施工実績及び経験をもって行うものとする。

(6) 契約担当官等は、原則として申請書等の提出期限の日の翌日から起算して20日以内に、競争参加資格の確認及び各技術提案の可否及び評価を通知するものとする。

(7) 前号の通知は、電子入札システム又は書面により行うものとし、書面による通知は別記様式第1により行うものとする。

なお、競争参加資格がないと認めた者及び技術提案が適正と認められなかった者に対しては、その理由を付すとともに、所定の期限内に競争参加資格がないと認めた理由及び技術提案が適正と認められなかった理由についての説明を求めるができる旨を明記するものとする。

(8) 第1号及び第4号から第6号までに掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

(9) 契約担当官等は、競争参加資格の確認を行った日の翌日から開札の時点までの期

間に、競争参加資格があると認めた者が指名停止措置要領に基づく指名停止を受けた場合、当該者に対する第6号の通知を取り消し、競争参加資格がないと認めたことを通知するものとする。

なお、この通知に当たっては、第7号の規定を適用するものとする。

10 競争参加資格がないと認めた者及び技術提案が適正と認められなかつた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者及び技術提案が適正と認められなかつた者は、前項第6号の通知の期限の日の翌日から起算して7日（安全保障工事の場合は5日）（行政機関の休日を除く。）以内に当該契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由及び技術提案が適正と認められなかつた理由について説明を求めることができるものとする。
- (2) 競争参加資格がないと認められた者及び技術提案が適正と認められなかつた者が理由についての説明を求める場合においては、電子入札システムにより、紙入札方式による場合は書面（様式は自由）を持参することにより行うものとし、郵送等によるものは受け付けないものとする。
- (3) 前号の提出先は、電子入札システムサーバ又は当該契約担当部署とするものとする。
- (4) 契約担当官等は、第1号の説明を求められたときは、原則として、第1号の競争参加資格がないと認めた理由及び技術提案が適正と認められなかつた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（安全保障工事の場合は5日）以内に、説明を求めた者に対し、電子入札システムにより、紙入札方式による場合は書面により回答するものとする。
- (5) 契約担当官等は、前号により回答した場合には、回答の内容を審査委員会に報告するものとする。
- (6) 契約担当官等は、説明を求めた者に競争参加資格があると認める場合には、審査委員会の審議を経て、前項第6号の通知を取り消し、第4号の回答と併せて競争参加資格のある旨を通知するものとする。
- (7) 第1号から第4号までの事項を入札説明書において明らかにするものとする。

11 入札説明書に対する質問及び回答

- (1) 入札説明書に対する質問は、電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由）を持参又は郵送等により行わせるものとする。
- (2) 質問書の提出は、原則として、入札説明書の交付を開始した日の翌日以降、入札書の受領期限の前日の8日前までとする。
- (3) 質問書の提出場所は、電子入札システムサーバ又は当該契約担当部署とする。
- (4) 質問に対する回答は、原則として、質問書の提出日の翌日から起算して5日以内に、電子入札システム又は書面により行うものとする。書面により回答を行った場合は、速やかに当該契約担当部署で閲覧に供すること。なお、閲覧は入札書の受領期限に終了するものとする。

- (5) 前各号までに掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

1 2 現場説明会

現場説明会は、行わないものとする。

1 3 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては、建設工事に係る入札保証金の取扱いに関する試行について（防整施第6937号。28.3.31）によるものとする。
- (2) 契約保証金の取扱いについては、建設工事等に係る契約の保証に関する取扱いについて（防整施第6945号。28.3.31）によるものとする。
- (3) 前2号に掲げる事項は公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

1 4 入札の執行（開札）

- (1) 入札は、原則として、第11項第2号の質問書の提出期限の日の翌日から起算して8日後以降の日に執行（開札）するものとする。なお、入札書の提出期間は、入札書の提出方法にかかわらず同一とすること。
- (2) 契約担当官等は、持参による入札の場合は、入札書の受領に先立ち、入札参加者に一般競争参加資格確認通知書（以下「通知書」という。）又はその写しの提示を求めるものとし、当該通知書又はその写しを提示しない者は、入札に参加させないことができるものとする。
- (3) 第1回の入札に際しては、入札者に第1回の入札書に記載される金額に対応する工事費内訳明細書の提出を求めるものとし、当該工事費内訳明細書は、契約担当部署及び積算を担当する部署（以下「積算担当部署」という。）の担当者が確認するものとする。また、通知書において技術提案が採用された入札者には、当該通知書の写しの提出を求ることにより、当該業者が採用された技術提案を以て入札に参加していることを確認するものとする（採用された技術提案がない又は標準案による入札者には、提出を求めない。）。

なお、通知書の写しは、電子入札システムによる場合、工事費内訳明細書と同一フォルダ内に格納し、第1回の入札書提出時の添付資料として提出を求める。

- (4) 紙入札方式による入札の場合は、入札書及び前号の工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、別の封筒に入札書及び工事費内訳明細書を入れた封筒並びに通知書の写しを入れるものとし、当該通知書の写しを提出しない者は、入札に参加させないことができるものとする。
- (5) 工事費内訳明細書を提出しない者は入札に参加させないものとする。
- (6) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。
- (7) 開札には、入札者又はその代理人以外の者は参加させないものとする。
- (8) 第6号の場合に第1回の開札に立ち会わない場合でも、提出された入札書は有効なものとして取り扱う。再度の入札を行うこととなったときは、入札者に再度の入

札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。

- (9) 入札執行回数は、原則として、2回を限度とする。
- (10) 前各号に掲げる事項は、入札説明書において明らかにするとともに、落札者の決定方法を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

1 5 入札の無効等

- (1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。
- (3) 契約担当官等により競争参加資格のあることを確認された者であっても、落札決定の時において第3項に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当するものとする。
- (4) 前各号に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

1 6 落札者等の公示

- (1) 安全保障外工事（基準額以上）について、契約担当官等は、落札者を決定したとき又は契約の相手方を決定したときは、特例政令第14条に基づき、その日の翌日から起算して72日以内に官報に公示するものとする。
- (2) 前号の公示は、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - ア 落札又は随意契約に係る工事の名称及び数量
 - イ 契約担当官等の氏名並びに防衛省発注機関の名称及び所在地
 - ウ 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
 - エ 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
 - オ 落札金額又は随意契約に係る契約金額
 - カ 契約の相手方を決定した手続
 - キ 入札公告を行った日
 - ク 随意契約による場合はその理由
 - ケ その他必要な事項
- (3) 契約担当官等は、官報に掲載しようとする日の前日から起算して8日（行政機関の休日を除く。）前までに、独立行政法人国立印刷局に官報掲載の依頼を行うものとする。

1 7 落札しなかった者への通知

- (1) 契約担当官等は、入札の結果、落札しなかった者（以下「非落札者」という。）に対して、落札決定の日の翌日から起算して7日以内に入札の結果等を通知するものとする。
- (2) 前号の通知に当たっては、電子入札システム又は付紙第1により行うものとする。なお、非落札者に対しては、所定の期限内に落札しなかった理由（以下「非落札

理由」という。)についての説明を求めることができる旨を明記するものとする。

1.8 非落札者に対する理由の説明

- (1) 非落札者は、前項第1号の通知の期限の日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に当該契約担当官等に対して非落札理由について説明を求めることができるものとする。
- (2) 非落札者が説明を求める場合においては、電子入札システムにより、紙入札方式による場合は書面（様式は自由）を持参することにより行うものとし、郵送等によるものは受け付けないものとする。
- (3) 前号の提出先は、電子入札システムサーバ又は当該契約担当部署とするものとする。
- (4) 契約担当官等は、第1号の説明を求められたときは、原則として、第1号の非落札理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、電子入札システムにより、紙入札方式による場合は書面により回答するものとする。
- (5) 契約担当官等は、前号により回答した場合には、回答の内容を審査委員会に報告するものとする。

1.9 対象工事の受注者又はその下請業者によって調達される主要な資機材

対象工事の受注者又はその下請業者によって調達されることが想定される主要な資機材に関する情報を公告において提供するものとする。

2.0 苦情申立て

本事務処置要領に基づく競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付政府調達苦情処理推進会議決定）により、政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる旨、入札説明書において明らかにするものとする。

なお、苦情処理の事務手続については、別図第3を参考とするものとする。

2.1 関連文書の保存

契約担当官等は、本事務処置要領により一般競争入札で実施した工事の関連文書を、防衛省行政文書管理規則（平成23年防衛省訓令第15号）に基づき保存するものとする。

2.2 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (2) 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある旨を入札説明書において明らかにするものとする。
- (3) 入札・契約手続のより一層の透明性等の確保について（防整施第6920号。2

8. 3. 3 1) 記第3項の規定は、一般競争入札においても適用されるものであることに留意すること。

- (4) 落札者が第6項第1号の技術資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置されるよう、必要な措置を講じるものとする。

第3 総合評価落札方式による一般競争入札（基準額未満）

1 対象工事

総合評価落札方式による工事のうち、1件につき予定価格が基準額未満の工事について適用するものとする。

2 入札の公告

- (1) 契約担当官等は、前項の対象工事（以下「対象工事」という。）を一般競争に付そうとする場合においては、予決令第74条に基づき、当該防衛省発注機関において掲示及びホームページへの掲載により公告するものとする。
- (2) 入札公告は、第2第2項第2号に掲げる事項を記載するものとする。

3 競争参加資格

競争参加者は、次のすべての事項に該当する者であること。

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しないこと。
- (2) 対象工事に係る工事種別について、訓令第10条に基づく級別の格付を受け、当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等に競争参加を希望していること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度の級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 対象工事に係る工事種別について、訓令第29条第2項の規定に基づき算定した総合審査数値が、付紙第2に定める等級区分及び総合審査数値の範囲であること。ただし、競争性の確保、工事の技術的難易度、中小・中堅建設業者の受注機会の確保等に配慮し、工事の質の低下を招くおそれがないと認められる範囲で弾力的に運用することができる。
- (5) 対象工事と同種の施工実績があること。
工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと（詳細は入札説明書において明示すること。）。
なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなすものとする。
- (6) 対象工事に配置を予定する監理技術者等が適正であること（個別の工事に応じて、技術者の資格及び同種工事の経験を明示すること。）。
なお、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこととし、工事成績のない工

事については、検査に合格している証明をもって 65 点以上の工事とみなすものとする。

- (7) 申請書等の提出期限の日から開札の時点までの期間に、当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長から指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間が含まれていないこと。
- (8) 工事全般の施工計画が適正であること。
- (9) 当該防衛省発注機関が発注した工事で当該工事種別に属するもののうち、一定期間内に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績の評定点の平均が一定以上であること。
- (10) 対象工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本的関係又は人的関係がないこと（「資本的関係」及び「人的関係」の具体的な内容について、入札説明書において明示すること。）。
- (12) 工事を確実かつ円滑に実施できる体制を確保するための本店、支店又は営業所が一定の区域内に所在すること。
- (13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
- (14) その他契約担当官等が必要と認めた事項。

4 入札説明書の交付

第2第4項によるものとする。

5 申請書等の提出等

- (1) 契約担当官等は、入札参加希望者の競争参加資格を確認するため、また、総合評価を実施するため、入札参加希望者から、申請書等の提出を求めるものとする。
- (2) 申請書等の提出期限は、原則として、入札説明書の交付を開始した日の翌日から 15～20 日程度で設定するものとする。
- (3) 申請書等の提出場所は、電子入札システムサーバ又は当該契約担当部署とするものとする。
- (4) 申請書の提出等は、電子入札システムにより行うものとする。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送等により行うものとする。
- (5) 入札参加資格の申請期限までに申請書等を提出しない者又は契約担当官等が競争参加資格がないと認めた者は、当該競争入札に参加することができないものとする。
- (6) 申請書等の提出に要する費用の負担及び申請書等の取扱いは、次のとおりとする。
 - ア 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - イ 提出された申請書等は、当該契約担当官等による競争参加資格の確認及び総合評価の審査・評価並びに入札・契約に関する統計的分析以外に申請者に無断で使用しないこととする。
 - ウ 提出された申請書等は返却しないこととする。
 - エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は、原則として認めない

こととする。

オ 提出された申請書等は、外部への漏洩又は紛失等がないようその取扱いに十分注意するものとする。

6 技術資料及び技術提案書の内容

(1) 競争参加資格の確認又は総合評価における審査・評価のための技術資料及び技術提案書の内容は、次のとおりとする。

なお、施工実績又は経験として記載する工事については、工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限るものとする。

① 企業の能力

ア 同種工事の施工実績

第3項第5号に掲げる資格があることを判断できる施工実績とする。

イ より同種性の高い工事の施工実績(総合評価の評価項目として選択する場合)

アの条件と比べて、当該工事の規模・構造等により近似する条件を付す場合は、その条件を満たす施工実績とする。

ウ 同一工種工事の施工実績

エ 優秀工事等の顕彰等の実績

オ 難工事の工事実績

カ 関連分野での技術開発の実績(総合評価の評価項目として選択する場合)

キ I S Oマネジメントシステムの取得状況

ク 若手技術者の活用の有無

ケ 女性技術者の配置の有無

コ ワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定状況

② 配置予定技術者の能力

ア 監理技術者等の資格

第3項第6号に掲げる資格があることを判断できる配置予定の監理技術者等の資格とする。

イ 同種工事の施工経験

第3項第6号に掲げる資格があることを判断できる施工経験とする。

ウ より同種性の高い工事の施工実績(総合評価の評価項目として選択する場合)

イの条件と比べて、当該工事の規模・構造等により近似する条件を付す場合は、その条件を満たす施工実績とする。

エ 監理技術者等又は現場代理人として従事した同一工種工事の施工経験

オ 優秀工事等の顕彰等の実績

カ 難工事の工事経験

シ 技術者育成方針の有無

ス 予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置(総合評価の評価項目として選択する場合)

なお、評価条件として、配置予定の予備自衛官又は即応予備自衛官は、当該工事の作業に直接従事する作業員等であること、駐屯地等との調整において現

場代理人を補佐し、アドバイス等を行うこと及び現場配置期間の延べ日数が30人・日以上であることを満たす場合、評価するものとする。

配置予定の監理技術者等は複数の候補技術者を記載することができるものとする。ただし、総合評価における評価は、最低評価点の候補技術者の評価とする。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の監理技術者等とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができなくなったときは、原則として入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者には、直ちに当該申請書の取下げをさせるものとする。他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

入札書の提出後、落札者決定までの期間（低入札価格調査期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができなくなった場合には、直ちにその旨の申し出を行わせるものとする。この場合において、事実が認められた場合には、原則として当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の監理技術者等が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことができるものとする。

③ 企業の信頼性・社会性（地域評価型の場合）

ア 近隣地域内における工事の施工実績

評定点が65点未満のものを除く。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなすものとする。

イ 地理的条件

ウ 地元企業の下請採用予定状況

エ 災害協定等による地域貢献の実績

オ ボランティア活動による地域貢献の実績

カ 地産品の使用実績

キ 不発弾処理対策の実績

④ 企業による技術提案（技術提案評価型（基準額未満型）の場合）

ア 技術提案

入札参加希望者は、技術提案による施工又は標準案による施工の別を記載するものとし、技術提案により施工しようとする場合は、技術提案に基づく施工方法等の技術的事項に対する所見を記載するものとする。

イ 工事全般の施工計画

当該工事における施工上配慮すべき事項等に対する技術的所見とする。

なお、入札参加希望者は提示された評価の着目点に適する提案を記載する。

- (2) 評定点の確認が必要な資料には、評定通知書が含まれるものとする。この場合において、評定通知書を受けた者から、紛失等により、評定通知書の写しの交付を求められたときは、当該評定通知書の写し又はこれに準ずるものを交付するものとする。

- (3) 契約担当官等は、必要があると認めるときは、第1号に掲げる技術資料の内容を証明するための書類の提出を求めることができるものとする。

7 技術提案書作成説明会

- (1) 契約担当官等は、技術提案評価型（基準額未満型）による場合において、必要があると認めるときは、技術提案書の作成について説明会を実施することができるものとする。
- (2) 説明会は、原則として、技術提案書の提出期限の15日前までに実施するものとする。
- (3) 説明会への参加の申込みは、書面（様式は自由）を申込先へ持参又は郵送等することにより行うものとする。
- (4) 説明会の参加申込の期限は、原則として、公告の日の翌日から説明会の実施日の3日前までとするものとする。
- (5) 説明会への参加の申込先は、契約担当部署とするものとする。
- (6) 説明会を実施する場合には、説明会を実施する旨を公告において明らかにするとともに、次に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。
- ア 説明会を実施する旨
イ 説明会の日時及び場所
ウ 説明会への参加申込方法、申込期間及び申込先
エ その他契約担当官等が必要と認める事項

8 配置予定技術者のヒアリング

- (1) 契約担当官等は、必要があると認めるときは、配置予定技術者のヒアリングを実施することができるものとする。
- (2) ヒアリングは、申請書等の提出期限の翌日から総合評価における評価項目の審査・評価の審議までの間に行うものとする。
- (3) ヒアリングを実施する場合においては、ヒアリングを実施する旨を公告において明らかにするとともに、次に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。
- ア ヒアリングを実施する旨
イ ヒアリングの日時及び場所
ウ ヒアリングの評価項目、評価基準等
エ その他契約担当官等が必要と認める事項

9 競争参加資格の確認及び企業による技術提案の審査・評価等

- (1) 契約担当官等は、申請書等を提出した申請者の競争参加資格の有無について、確認を行うものとする。ただし、申請書等の提出者が申請書等の提出期限の日において第3項第2号から第4号までに掲げる事項を満たしていない場合において、競争参加資格のうち第3項第1号及び第5号から第14号までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時点において第3項第2号から第4号までに掲げる事項を満た

していることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

なお、開札の時点までに、第3項第2号から第4号までに係る審査を了しないおそれがあると認められるときは、あらかじめその旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

- (2) 契約担当官等は、入札参加希望者の「企業の施工能力（技術提案評価型（基準額未満）、施工能力評価型）」、「企業の信頼性・社会性（地域評価型）」、「企業による技術提案（技術提案評価型（基準額未満））」及び「その他（ペナルティ）（技術提案評価型（基準額未満）、施工能力評価型）」について審査・評価を行うものとする。
- (3) 第1号の確認及び前号の審査・評価は、審査委員会の審議を経て、行うものとする。
- (4) 第1号の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとする。ただし、第3項第7号の指名停止については、申請書等の提出期限の日から競争参加資格の確認を行う日までの全ての期間について確認するものとする。
- (5) 契約担当官等は、原則として申請書等の提出期限の翌日から起算して20日以内に、競争参加資格の確認及び技術提案評価型（基準額未満）の場合においては各技術提案の採否及び評価を通知するものとする。
- (6) 前号の通知は電子入札システム又は書面により行うものとし、書面による通知は別紙様式第4により行うものとする。

なお、競争参加資格がないと認めた者及び技術提案が適正と認められなかった者に対しては、その理由を付すとともに、所定の期限内に競争参加資格がないと認めた理由及び技術提案が適正と認められなかった理由についての説明を求めることができる旨を明記するものとする。

- (7) 第1号、第4号及び第5号に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。
- (8) 契約担当官等は、競争参加資格の確認を行った日の翌日から開札の時点までの期間に、競争参加資格があると認めた者が指名停止措置要領に基づく指名停止を受けた場合、当該者に対する第5号の通知を取り消し、競争参加資格がないと認めたことを通知するものとする。

なお、この通知に当たっては、第6号の規定を適用するものとする。

10 競争参加資格がないと認めた者及び技術提案が適正と認められなかった者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者及び技術提案が適正と認められなかった者は、前項第5号の通知の期限の日の翌日から起算して5日（行政機関の休日を除く。）以内に、当該契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由及び技術提案が適正と認められなかった理由について説明を求めるができるものとする。
- (2) 競争参加資格がないと認められた者及び技術提案が適正と認められなかった者が理由についての説明を求める場合においては、電子入札システムにより、紙入札方式による場合は書面（様式は自由）を持参することにより行うものとし、郵送等によるものは受け付けないものとする。

- (3) 前号の提出先は、電子入札システムサーバ又は当該契約担当部署とするものとする。
- (4) 契約担当官等は、第1号の説明を求められたときは、原則として、第1号の競争参加資格がないと認めた理由及び技術提案が適正と認められなかった理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、説明を求めた者に対し、電子入札システムにより、紙入札方式による場合は書面により回答するものとする。
- (5) 契約担当官等は、前号により回答した場合には、回答の内容を審査委員会に報告するものとする。
- (6) 契約担当官等は、説明を求めた者に競争参加資格があると認める場合には、審査委員会の審議を経て、前項第5号の通知を取り消し、第4号の回答と併せて競争参加資格のある旨を通知するものとする。
- (7) 第1号から第4号までの事項を入札説明書において明らかにするものとする。

1.1 入札説明書に対する質問及び回答

- (1) 入札説明書に対する質問は、電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由）を持参又は郵送等により行わせるものとする。
- (2) 質問書の提出は、原則として、入札説明書の交付を開始した日の翌日以降、入札書の提出期限の前日の8日前までとする。
- (3) 質問書の提出場所は、電子入札システムサーバ又は当該契約担当部署とする。
- (4) 質問に対する回答は、原則として、質問書の提出日の翌日から起算して5日以内に、電子入札システム又は書面により行うものとする。書面により回答を行った場合は、速やかに当該契約担当部署で閲覧に供すること。なお、閲覧は入札書の受領期限に終了するものとする。
- (5) 前各号までに掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

1.2 現場説明会

現場説明会は、行わないものとする。

1.3 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては、建設工事に係る入札保証金の取扱いに関する試行について（防整施第6937号。28.3.31）によるものとする。
- (2) 契約保証金の取扱いについては、建設工事等に係る契約の保証に関する取扱いについて（防整施第6945号。28.3.31）によるものとする。
- (3) 前2号に掲げる事項は公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

1.4 入札の執行（開札）

- (1) 入札書の提出は、電子入札システムにより、紙入札方式による場合は持参又は郵送等により行うものとする。なお、入札書の提出期間は、入札書の提出方法にかかわらず同一とすること。

- (2) 入札書の提出期限は、原則として、第9項第5号の通知の期限の日の翌日から起算して6日（行政機関の休日を除く。）後以降の日とする。
- (3) 契約担当官等は、持参による入札の場合は、入札書の受領に先立ち、入札参加者に通知書又はその写しの提示を求めるものとし、当該通知書又はその写しを提示しない者は、入札に参加させないことができるものとする。
- (4) 第1回の入札に際しては、入札者に第1回の入札書に記載される金額に対応する工事費内訳明細書の提出を求めるものとし、当該工事費内訳明細書は、契約担当部署及び積算担当部署の担当者が確認するものとする。また、通知書において技術提案が採用された入札者には、当該通知書の写しの提出を求めることにより、当該業者が採用された技術提案を以て入札に参加していることを確認するものとする（採用された技術提案がない又は標準案による入札者には、提出を求めない。）。
なお、通知書の写しは、電子入札システムによる場合、工事費内訳明細書と同一フォルダ内に格納し、第1回の入札書提出時の添付資料として提出を求める。
- (5) 工事費内訳明細書を提出しない者は入札に参加させないものとする。
- (6) 紙入札方式による入札の場合は、入札書及び前号の工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、別の封筒に入札書及び工事費内訳明細書を入れた封筒並びに通知書の写しを入れるものとし、当該通知書の写しを提出しない者は、入札に参加させないことができるものとする。
- (7) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行い、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。
- (8) 開札には、入札者又はその代理人以外の者は参加させないものとする。
- (9) 第5号の場合において、第1回の開札に立ち会わない場合でも、その者のした入札は有効なものとして取り扱う。再度の入札を行うこととなったときは、入札者に再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。
- (10) 入札執行回数は、原則として、2回を限度とする。
- (11) 前各号に掲げる事項は、入札説明書において明らかにするとともに、落札者の決定方法を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

1.5 入札の無効等

- (1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。
- (3) 契約担当官等により競争参加資格のあることを確認された者であっても、落札決定の時において第3項に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当するものとする。
- (4) 前各号に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

1 6 非落札者に対する理由の説明

- (1) 非落札者は、公表の翌日から起算して5日（行政機関の休日を除く。）以内に当該契約担当官等に対して非落札理由について説明を求めることができるものとする。
- (2) 非落札者が説明を求める場合においては、電子入札システムにより、紙入札方式による場合は書面（様式は自由）を持参することにより行うものとし、郵送等によるものは受け付けないものとする。
- (3) 前号の提出先は、電子入札システムサーバ又は当該契約担当部署とするものとする。
- (4) 契約担当官等は、第1号の説明を求められたときは、原則として、第1号の非落札理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、説明を求めた者に対し、電子入札システムにより、紙入札方式による場合は書面により回答するものとする。
- (5) 契約担当官等は、前号により回答した場合には、回答の内容を審査委員会に報告するものとする。

1 7 再苦情申立て

契約担当官等は、入札説明書に、第10項第4号及び第16項第4号の回答について、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

なお、苦情処理の事務処理手続については、別図第4を参考とするものとする。

- (1) 契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由及び技術提案が適正と認められなかった理由の説明に不服がある者は第10項第4号、非落札者に対する理由の説明に不服がある者は第16項第4号のそれぞれの回答を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる旨及び再苦情申立てについては入札監視委員会が審議を行う旨
- (2) 再苦情申立てについての受付窓口及び受付時間
- (3) 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先

1 8 関連文書の保存

契約担当官等は、本事務処理要領により一般競争入札で実施した工事の関連文書を、防衛省行政文書管理規則に基づき保存するものとする。

1 9 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (2) 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある旨を入札説明書において明らかにするものとする。
- (3) 入札・契約手続のより一層の透明性等の確保について記第3項の規定は、一般競争入札においても適用されるものであることに留意すること。

- (4) 落札者が第6項第1号の技術資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置されるよう、必要な措置を講じるものとする。

第3章 技術審査・評価方法

第1 技術提案評価型（基準額以上）における審査・評価

1 技術提案評価型（基準額以上）適用の意義

技術提案評価型（基準額以上）の総合評価落札方式を適用する工事においては、一般的に工事規模が大きく、かつ施工上の技術的難易度が高く、また技術的工夫の余地や効果が大きいことから、発注者が求める工事内容を実現する上での施工上の特定の課題等について、入札参加企業に対して技術提案を募ることにより工事の品質向上を期待するものである。

防衛施設等の工事の実施に当たっては、まず一義的にはより価値の高い工事を目指すことが求められる。特に、工事規模が大きく、難易度が高い工事では、発注者が示す標準的な仕様（標準案）に対して技術提案を求めるこことにより、企業の優れた技術力を活用し、工事の価値をより高めることができる。その結果、将来の維持管理費を含めた総合的なコストの縮減、工事目的物の性能・機能の向上、環境の維持や交通の確保といった社会的要請の高い事項への対応等についての利益を享受されることとなる。また、長期的視点で見れば、確実な施工が実施されることにより工事目的物の性能が確保されるとともに、構造物の長寿命化や、維持管理の軽減にもつながり、総合的なコストの縮減等の利益が享受されることとなる。

なお、安全保障工事に該当する場合、談合に対する予防的措置の強化の観点から、指名停止等によるペナルティについても併せて評価すること。

2 技術的能力の審査（資格要件の審査）

審査の方法については、次のとおりとする。

- (1) 工事全般の施工計画の審査に係る欠格判定は、別表第3により行うものとする。
- (2) 競争参加資格審査結果は、別表第4に記録するものとする。

3 企業による技術提案の審査・評価

(1) 評価項目

当該工事の特性等を踏まえ、企業による技術提案として技術提案、工事全般の施工計画について求め、当該技術提案の実現性や安全性等について審査・評価を行う。

(2) 評価項目、評価基準及び評価点の配点

評価項目、各評価項目における評価基準及び評価点の配点は、別表第1のとおりとする。

(3) 技術提案の設定

ア 技術課題の設定についての考え方

(ア) 技術課題は、当該工事の内容や実施場所等を考慮し、発注者としてどのような技術提案を求めることが、工事の実施による品質向上の効果をより高め、また工事の実施による環境への影響をより小さくすることが可能かの観点から、その事項を評価することにより最低価格でなくとも、総合的に最も有利となる提案が得られるものを設定する必要がある。

(イ) 技術課題については、1工事当たり1又は2課題を標準として設定する

ものとする。また、1課題に対する提案数は最大5つとし、提出枚数は1課題につき補足資料を除きA4版換算で3枚以内とする。補足資料は、提案を補完する図表、写真等としA4版換算で1枚とする。

なお、1課題に対する提案数が5つを超えた場合は、当該技術課題に係る配点は0点とする。

- (ウ) 技術課題の設定においては、工事の特性（工事目的物、工事内容、敷地周囲の状況等）を踏まえ、当該工事に必要な配慮や施工上の工夫を求めるものとし、提案が一般論に留まることなく個々の工事に応じて具体的なものとなるよう留意する。
- (エ) 技術課題は、工事目的物本体の変更を伴わない範囲で設定する。（構造体に関わるような大きな変更は、設計者の責任範囲が不明確になる等のことから行わないこととする。）
- (オ) 技術課題の指標は1つとは限らないので、工事の特性等を考慮して、定量的な評価方法又は定性的な評価方法により、技術提案に求める性能等の向上による効果が、より的確に把握できるものを設定する。
- (カ) 技術課題は、当該工事の契約においてその内容が担保できるものに限るものとし、担保できないものは技術課題の対象としないものとする。現場において、提案の内容を公平、公正に評価できるものを選定する必要があり、具体的な検証・確認等の方法があるものを設定する。

イ 技術課題の具体例

技術提案に係る技術課題を設定する場合の参考として、想定される工事条件と、具体的な技術課題の一例を次に示す。

- (ア) 総合的なコストに関する技術提案
[ライフサイクルコスト、補償等]
- a 想定される工事条件
- ・供用中のエネルギー消費の節約が求められる機械設備工事
 - ・その他
- b 技術課題の例
- ・総合的なコストの縮減に関する技術提案内容
 - ・その他
- (具体的技術課題)
- ・常用自家用発電機の燃料消費率
 - ・変圧器の変換損失値
 - ・その他
- (イ) 工事目的物の性能・機能に関する技術提案
[初期性能の持続性、強度、耐久性、安定性、美観、供用性等]
- a 想定される工事条件
- ・コンクリート等の特別な品質管理・出来形管理が求められる工事
 - ・土の締固め具合について、特別の管理を要する工事
 - ・鋼橋部材、鋼材の溶接について、特別の品質の確保を要する工事

- ・その他
- b 技術課題の例
 - ・工事目的物の性能・機能の向上に関する技術提案内容
 - ・その他
- (具体的技術課題)
 - ・単位時間当たりのポンプ排水量
 - ・その他
- c 防衛施設として受注者に要求する、見識・施工能力・技術力等
 - ・防衛施設における工事の特殊性
 - ・防衛施設が持つ特殊性を施工に反映させる
 - ・ユーザーの立場に立った施工計画がなされているか

(ウ) 社会的要請に関する技術提案

[環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策]
防衛省発注機関の工事において想定される各施工上の技術的課題が想定される場合には、それらに対応する技術提案を求ることとなる。

なお、技術課題の設定に当たっては、工事の特性（工事目的物、工事内容、敷地周囲の状況等）を踏まえ、一般論に留まることなく個々の工事に応じて具体的なものを設定するとともに、後日その効果が定量的に検証可能となる様にする必要がある。

- a 防衛上の任務に求める対策
- b 環境の維持
- c 交通の確保
- d 特別な安全対策
- e 省資源対策又はリサイクル対策

(4) 企業による技術提案における評価基準の設定

ア 技術提案における評価基準の設定

(ア) 技術提案における評価基準については、技術課題の特性を踏まえ、技術課題ごとに定量的な評価基準又は定性的な評価基準を設ける。

a 定量的評価（数値方式）

評価項目の性能等の数値により点数を付与する評価方法。

この場合、標準的には、提示された最高の性能等の数値に設定した評価点の満点を、最低限の要求要件を満たす性能等の数値に0点を付与する。また、他の入札参加希望者が提示した性能等については、それぞれの性能等の数値に応じ按分した点数を付与するものとする。

なお、防衛施設として受注者に要求する、見識・施工能力・技術力等について、評価点が満点の者に対しては、防衛施設に関する技術評価点が評価されるように、評価点の配点についても考慮すること。

b 定性的評価（判定方式）

定量的評価が困難な技術課題の性能等に関して判定基準を設け、入札参加希望者ごとの提案を判定し、それに応じた点数を付与する評価方法。

なお、評価は絶対評価とし、他の入札参加希望者との相対により、評価が異なることがあってはならない。

評価結果については1つの提案に対して、原則として5名以上で評価を行う。それぞれの評価者が不採用、標準案、有効な提案、優れている提案、特に優れている提案のいずれかで評価し、最高値と最低値を除いた3名以上の平均点（小数点以下4位四捨五入）を付与する。なお、3又は4名の評価者で評価を行う場合は、評価者全員の平均点（小数点以下4位四捨五入）を付与する。ただし、平均点が1点に満たない提案及び平均点の算出対象となる評価者3名以上のうち半数以上の者が標準案として評価した提案は標準案とする。詳細は別表第5から別表第7までを参照のこと。

(イ) 技術提案における評価基準は、あらかじめ個別工事ごとに、別表第5により作成するものとする。

定性的な技術課題を設定する場合は、あらかじめ評価のための判断基準を併せて作成するものとする。

(ウ) 技術提案に係わる技術課題を複数設定する場合の評価点の配点は、各技術課題の内容等に応じて適切に重み付けを行い、加算点又は評価点の標準設定範囲内で工事の内容等に応じて適切に定めたものとなるよう各技術課題ごとの配点を定める。

イ 工事全般の施工計画の評価における判定基準の設定

(ア) 工事全般の施工計画における判定基準については、施工上配慮すべき事項等を踏まえた評価項目を設定の上、定性的な判定基準を設け、判定するものとする。

(イ) 工事全般の施工計画の判定基準は、あらかじめ個別工事ごとに、施工上配慮すべき事項等について、別表第8により作成する。

なお、評価の着目点については、入札説明書に明示するものとする。

(ウ) 工事全般の施工計画に係わる評価点の配点は、施工上配慮すべき事項等における評価の着目点に応じて適切に重み付けを行い、配点を定める。

(5) 評価の方法

ア 技術提案の評価に係る採点は、あらかじめ個別工事ごとに作成する別表第5により行うものとする。

イ 工事全般の施工計画の評価は、あらかじめ個別工事ごとに作成する別表第8により行うものとする。

4 評価結果の整理

評価結果の整理方法については、次のとおりとする。

- (1) 技術提案の評価結果は、別表第6及び別表第7を作成し、評価点の集計及び評価理由を整理する。
- (2) 工事全般の施工計画の評価結果は、別表第9及び別表第10を作成し、評価点の集計及び評価理由を整理する。
- (3) 前2号の評価結果は、別表第1を入札参加希望者ごとに作成し、評価点を集計す

る。

- (4) 前号で入札参加希望者ごとに集計した評価点は、別表第11に記録し、整理する。
- (5) 前号で整理した評価結果（評価点）は、第4章第2項において、各入札参加者の加算点を算定するための資とする。

5 学識経験者への意見聴取

個々の現場条件により技術課題、得点配分等が大きく異なることや技術的に高度な提案がなされることが十分に考えられる。この場合、工事特性（工事規模、工種、技術的工夫の余地、周辺地域環境等）に応じた適切な技術課題、評価基準の設定や、技術提案の評価の実施に当たり、必要に応じ個別工事の評価方法や落札者の決定について学識経験者から意見を聴取する。

具体的には、総合的コストや性能・機能に係る技術課題及び社会的要請に係る技術課題を設定する場合並びに発注者において想定し得ない提案が競争参加者からなされた場合等において、当該技術課題の妥当性や当該提案の効果や実効性についての判断が困難なものについて、学識経験者へ意見聴取を行うことが考えられる。

6 技術提案の評価結果の通知

技術提案について評価を行い、技術提案の可否及び評価について競争参加資格の確認の通知に併せて電子入札システム又は別紙様式第4により入札参加希望者に通知するものとする。

なお、工事全般の施工計画の評価結果については、通知は行わない。

〔留意事項〕

- (1) 技術提案の評価結果の通知は、提出された技術提案ごとの可否及び評価を通知するものとする。
- (2) 技術提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知する。
 - ア 定量的な技術提案： 技術提案の可否のみを通知する。
 - イ 定性的な技術提案： 技術提案の可否に加え、不採用の提案がある場合は、不採用の提案を記載する。

第2 技術提案評価型（基準額未満）における審査・評価

1 技術提案評価型（基準額未満）適用の意義

技術提案評価型（基準額未満）の総合評価落札方式を適用する工事においては、第1第1項に示す意義に加え、企業が保有する施工能力、当該工事に直接係わる配置予定技術者の能力を評価し、発注者が示す仕様書等に基づき適切かつ確実に工事を遂行する能力を有しているか否かを確認することにより、施工不良に伴う「機能・性能の低下」、「補修工事等による供用開始時期の遅延」などのリスクを回避し、信頼性の高い防衛施設等の確保を目指す。

なお、談合に対する予防的措置の強化の観点から、指名停止等によるペナルティについても併せて評価する。

2 技術的能力の審査（資格要件の審査）

審査の方法については、次のとおりとする。

- (1) 工事全般の施工計画の審査に係る欠格判定は、別表第3により行うものとする。
- (2) 競争参加資格審査結果は、別表第4に記録するものとする。

3 企業による技術提案の審査・評価

(1) 評価項目

当該工事の特性等を踏まえ、企業による技術提案として技術提案、工事全般の施工計画について技術提案を求め、当該技術提案の実現性や安全性等について審査・評価を行う。また、企業の施工能力についても評価を行う。

(2) 評価項目、評価基準及び評価点の配点

評価項目、各評価項目における評価基準及び評価点の配点は、別表第2のとおりとする。

(3) 技術提案の設定

ア 技術課題の設定についての考え方

(ア) 技術課題は、当該工事の内容や実施場所等を考慮し、発注者としてどのような技術提案を求めることが、工事の実施による品質向上の効果をより高め、また工事の実施による環境への影響をより小さくすることが可能かの観点から、その事項を評価することにより最低価格でなくとも、総合的に最も有利となる提案が得られるものを設定する必要がある。

(イ) 技術課題については、1工事当たり1課題を標準として設定するものとする。また、1課題に対する提案数は最大5つとし、提出枚数は1課題につき補足資料を除きA4版換算で3枚以内とする。補足資料は、提案を補完する図表、写真等としA4版換算で1枚とする。

なお、1課題に対する提案数が5つを超えた場合は、当該技術課題に係る配点は0点とする。

(ウ) 技術課題の設定においては、工事の特性（工事目的物、工事内容、敷地周囲の状況等）を踏まえ、当該工事に必要な配慮や施工上の工夫を求めるものとし、提案が一般論に留まることなく個々の工事に応じて具体的なものとなるように留意する。

(エ) 技術課題は、工事目的物本体の変更を伴わない範囲で設定する。（構造体に関わるような大きな変更は、設計者の責任範囲が不明確になる等のことから行わないこととする。）

(オ) 技術課題の指標は1つとは限らないので、工事の特性等を考慮して、定量的な評価方法又は定性的な評価方法により、技術提案に求める性能等の向上による効果が、より的確に把握できるものを設定する。

(カ) 技術課題は、当該工事の契約においてその内容が担保できるものに限るものとし、担保できないものは技術課題の対象としないものとする。現場において、提案の内容を公平、公正に評価できるものを選定する必要があり、具体的な検証・確認等の方法があるものを設定する。

イ 技術課題の具体例

技術提案に係る技術課題を設定する場合の参考として、想定される工事条件と、具体的な技術課題は、第1第3項第3号イと同じ。

(4) 企業による技術提案における評価基準の設定

ア 技術提案における評価基準の設定

(ア) 技術提案における評価基準については、技術課題の特性を踏まえ、技術課題ごとに定量的な評価基準又は定性的な評価基準を設ける。

a 定量的評価（数値方式）

評価項目の性能等の数値により点数を付与する評価方法。

この場合、標準的には、提示された最高の性能等の数値に設定した評価点の満点を、最低限の要求要件を満たす性能等の数値に0点を付与する。また、その他の入札参加希望者が提示した性能等については、それぞれの性能等の数値に応じ按分した点数を付与するものとする。

なお、防衛施設として受注者に要求する、見識・施工能力・技術力等について、評価点が満点の者に対しては、防衛施設に関する技術評価点が評価されるように、評価点の配点についても考慮すること。

b 定性的評価（判定方式）

定量的評価が困難な技術課題の性能等に関して、判定基準を設け、入札参加希望者ごとの提案を判定し、それに応じた点数を付与する評価方法。

なお、評価は絶対評価とし、他の入札参加希望者との相対により評価が異なることがあってはならない。

評価結果については1つの提案に対して、原則として5名以上で評価を行う。それぞれの評価者が不採用、標準案、有効な提案、優れている提案、特に優れている提案のいずれかで評価し、最高値と最低値を除いた3名以上の平均点（小数点以下4位四捨五入）を付与する。なお、3又は4名の評価者で評価を行う場合は、評価者全員の平均点（小数点以下4位四捨五入）を付与する。ただし、平均点が1点に満たない提案及び平均点の算出対象となる評価者3名以上のうち半数以上の者が標準案として評価した提案は標準案とする。詳細は別表第5から別表第7までを参照のこと。

(イ) 技術提案における評価基準は、あらかじめ個別工事ごとに、別表第5により作成するものとする。

定性的な技術課題を設定する場合は、あらかじめ評価のための判断基準を併せて作成するものとする。

(ウ) 技術提案に係わる技術課題を複数設定する場合の評価点の配点は、各技術課題の内容等に応じて適切に重み付けを行い、加算点又は評価点の標準設定範囲内で工事の内容等に応じて適切に定めたものとなるよう各技術課題ごとの配点を定める。

イ 工事全般の施工計画の評価における判定基準の設定

(ア) 工事全般の施工計画における判定基準については、施工上配慮すべき事項等を踏まえた評価項目を設定の上、定性的な判定基準を設け、判定する

ものとする。

- (イ) 工事全般の施工計画の判定基準は、あらかじめ個別工事ごとに、施工上配慮すべき事項等について、別表第8により作成する。

なお、評価の着目点については、入札説明書に明示するものとする。

- (ウ) 工事全般の施工計画に係わる評価点の配点は、施工上配慮すべき事項等における評価の着目点に応じて適切に重み付けを行い、配点を定める。

(5) 評価の方法

企業の施工能力、企業による技術提案、その他（ペナルティ）の評価については、入札説明書で設定した評価項目及び評価基準、評価点の配点等に基づき行うこととし、企業による技術提案の評価方法については、次のとおりとする。

ア 技術提案の評価に係る採点は、あらかじめ個別工事ごとに作成する別表第5により行うものとする。

イ 工事全般の施工計画の評価は、あらかじめ個別工事ごとに作成する別表第8により行うものとする。

4 評価結果の整理

評価結果の整理方法については、次のとおりとする。

- (1) 技術提案の評価結果は、別表第6及び別表第7を作成し、評価点の集計及び評価理由を整理する。
- (2) 工事全般の施工計画の評価結果は、別表第9及び別表第10を作成し、評価点の集計及び評価理由を整理する。
- (3) 前2号及び企業の施工能力、企業の信頼性・社会性、その他（ペナルティ）の評価結果は、別表第2を入札参加希望者ごとに作成し、評価点を集計する。
- (4) 前号で入札参加希望者ごとに集計した評価点は、別表第12に記録し、整理する。
- (5) 前号で整理した評価結果（評価点）は、第4章第2項において、各入札参加者の加算点を算定するための資とする。

5 学識経験者への意見聴取

個々の現場条件により技術課題、得点配分等が大きく異なることや技術的に高度な提案がなされることが十分に考えられる。この場合、工事特性（工事規模、工種、技術的工夫の余地、周辺地域環境等）に応じた適切な技術課題、評価基準の設定や、技術提案の評価の実施に当たり、必要に応じ個別工事の評価方法や落札者の決定について学識経験者から意見を聴取する。

具体的には、総合的コストや性能・機能に係る技術課題及び社会的要請に係る技術課題を設定する場合並びに発注者において想定し得ない提案が競争参加者からなされた場合等において、当該技術課題の妥当性や当該提案の効果や実効性についての判断が困難なものについて、学識経験者へ意見聴取を行うことが考えられる。

6 技術提案の評価結果の通知

技術提案について評価を行い、技術提案の可否及び評価について競争参加資格の確

認の通知に併せて電子入札システム又は別紙様式第4により入札参加希望者に通知するものとする。

なお、工事全般の施工計画の評価結果については、通知は行わない。

[留意事項]

- (1) 技術提案の評価結果の通知は、提出された技術提案ごとの可否及び評価を通知するものとする。
- (2) 技術提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知する。
 - ア 定量的な技術提案： 技術提案の可否のみを通知する。
 - イ 定性的な技術提案： 技術提案の可否に加え、不採用の提案がある場合は、不採用の提案を記載する。

第3 施工能力評価型における審査・評価

1 施工能力評価型適用の意義

施工能力評価型の総合評価落札方式を適用する工事においては、一般的に工事規模が小さく、かつ、技術的工夫の余地が小さい工事において、企業が保有する施工能力、当該工事の施工に直接係わる配置予定技術者の能力等を評価することにより、入札参加企業が、発注者の示す仕様等に基づき適切かつ確実に工事を遂行する能力を有しているか否かを評価するものである。

なお、談合に対する予防的措置の強化の観点から、指名停止等によるペナルティについても併せて評価する。

防衛施設等の工事の実施に当たっては、施工不良に伴う「性能・機能の低下」、「補修工事等による供用開始時期の遅延」及び「施工上の配慮不足から生じる周辺環境への悪影響」などのリスクを回避することが、信頼性の高い防衛施設等を確保する上で不可欠であり、発注者が示す標準的な仕様に基づく適切かつ確実な施工能力が重視される。また、長期的視点で見れば、確実な施工が実施されることにより、構造物の長寿命化や、維持管理の軽減にもつながり、総合的なコストの縮減等の利益が享受されることとなる。

2 技術的能力の審査（資格要件の審査）

競争参加資格審査結果は、別表第4に記録するものとする。

3 施工能力の審査・評価

(1) 評価項目

評価は、企業の施工能力のみを評価する。

企業の施工能力の評価については、企業の能力及び配置予定技術者の能力を評価する。

(2) 評価項目、評価基準及び評価点の配点

評価項目、評価基準及び評価点の配点は、別表第2のとおりとする。

(3) 評価の方法

企業の施工能力、その他（ペナルティ）の評価については、入札説明書で設定し

た評価項目及び評価基準、評価点の配点等に基づき行うこととし、評価は、別表第2により行うものとする。

4 評価結果の整理

評価結果の整理方法については、次のとおりとする。

- (1) 別表第2を入札参加希望者ごとに作成し、評価点を集計する。
- (2) 前号で入札参加希望者ごとに集計した評価点は、別表第12に記録し、整理する。
- (3) 整理した評価結果（評価点）は、第4章第2項において、各入札参加者の「加算点」を算定するための資とする。

第4 地域評価型における審査・評価

1 地域評価型適用の意義

地域評価型は、地域に根ざし当該地域住民に信頼が置かれていることが、円滑な工事、良質な施工につながり、地域に精通することにより良質な資材及び有能な労務等が確保され、品質の高い施工が期待されると考え、地域精通度及び地域貢献度を重視し、評価するものである。

手続については上記第2又は第3に規定するもののほか、次の各項目を適用するものとする。

2 評価項目、評価基準及び評価点の配点

技術提案評価型（基準額未満）及び施工能力評価型における評価項目、評価基準及び評価点の配点は、別表第2のとおりとする。

3 評価結果の整理

評価結果の整理方法については、次のとおりとする。

(1) 技術提案評価型（基準額未満）

ア 技術提案の評価結果は、別表第6及び別表第7を作成し、評価点の集計及び評価理由を整理する。

イ 工事全般の施工計画の評価結果は、別表第9及び別表第10を作成し、評価点の集計及び評価理由を整理する。

ウ ア、イ及び企業の施工能力、企業の信頼性・社会性、その他（ペナルティ）の評価結果は、別表第2を入札参加希望者ごとに作成し、評価点を集計する。

エ ウで入札参加希望者ごとに集計した評価点は、別表第12に記録し、整理する。

オ エで整理した評価結果（評価点）は、第4章第2項において、各入札参加者の加算点を算定するための資とする。

(2) 施工能力評価型

ア 別表第2を入札参加希望者ごとに作成し、評価点を集計する。

イ アで入札参加者ごとに集計した評価点は、別表第12に記録し、整理する。

ウ 整理した評価結果（評価点）は、第4章第2項において、加算点を算定するための資とする。

第5 技術提案評価型（高度技術提案型）における審査・評価

1 技術提案評価型（高度技術提案型）の意義

技術提案評価型（高度技術提案型）の総合評価落札方式は、民間企業の優れた技術を活用することにより、工事目的物の機能・品質の向上を目指すものであり、工事規模に関わらず技術的な工夫の余地が大きい工事において、競争参加者に構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案（VE提案を含む）を求め、ライフサイクルコスト、工事目的物の耐久性、強度、供用性（維持管理の容易性）等を技術課題として技術提案を評価し、技術提案と入札価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式である。

本方式は、より優れた技術提案を得るために発注者と競争参加者の技術対話を通じて技術提案の改善を行う手続や、技術提案をもとに予定価格を作成する手続を伴うことが特徴的である。

2 技術提案評価型（高度技術提案型）の適用の考え方

技術提案評価型（高度技術提案型）を適用する工事の考え方を下表に示す。

本方式は、詳細（実施）設計を実施することにより、発注者にとって著しく不利となるため標準案を作成することができない場合や、複数の候補があり標準案を作成せずに幅広い提案を求めることが適切な場合に適用するものであり、いずれも標準案を作成しない。したがって、設計・施工一括発注方式を適用し、施工方法に加えて工事目的物自体について提案を求めることにより、工事目的物の機能、品質が向上することを期待するものであり、技術提案をもとに予定価格を作成することが基本となる。

技術提案評価型（高度技術提案型）の適用の考え方

分類	標準案 の有無	技術提案 の範囲	発注形態	具体例
通常の構造・工法では工期等の制約条件を満足した工事が実施できない場合	無	・工事目的物 ・施工方法	設計・施工 一括発注 方式	・標準的な工法では工期に間に合わない工事 ・大深度地下におけるトンネル工事等の技術的難易度が極めて高い工事
想定される有力な構造形式や工法が複数存在するため、発注者として、あらかじめ一つの構造・工法に絞り込み、幅広く技術提案を求め、最適案を選定することが適切な場合	無（複数の候補があることから標準案を設定しない）	・工事目的物 ・施工方法	設計・施工 一括発注 方式	・想定される構造形式が複数存在する橋梁工事 ・ポンプ、ゲート等の機械設備でメーカーによって型式が異なるもの

3 技術提案の審査・評価

技術提案評価型（高度技術提案型）の実施に当たっては、競争参加者が有効な技術提案を行うことができるよう、発注者の要求事項を明確にした上で、技術課題や評価

基準等を適切に設定することが重要である。

(1) 発注者が明示すべき事項

ア 発注者の要求事項

技術提案評価型（高度技術提案型）は、発注者が標準案を提示しないため、発注者の要求事項として、工事目的物の性能・機能等の要求要件、技術提案を求める範囲、施工条件等を入札説明書に詳細に明示することが重要である。

イ 設計数量等の提出要請

(ア) 設計数量の提出

発注者は技術提案を提出する競争参加者に対し、当該技術提案を実施するために必要となる設計数量として、積算体系に沿った工種、種別、細別及び規格に対応する設計数量を記入した数量総括表及び内訳書の提出を求める。

なお、設計数量の提出を求める範囲は、積算体系上、直接工事費及び共通仮設費の積上げ計算に必要な数量を基本とする。

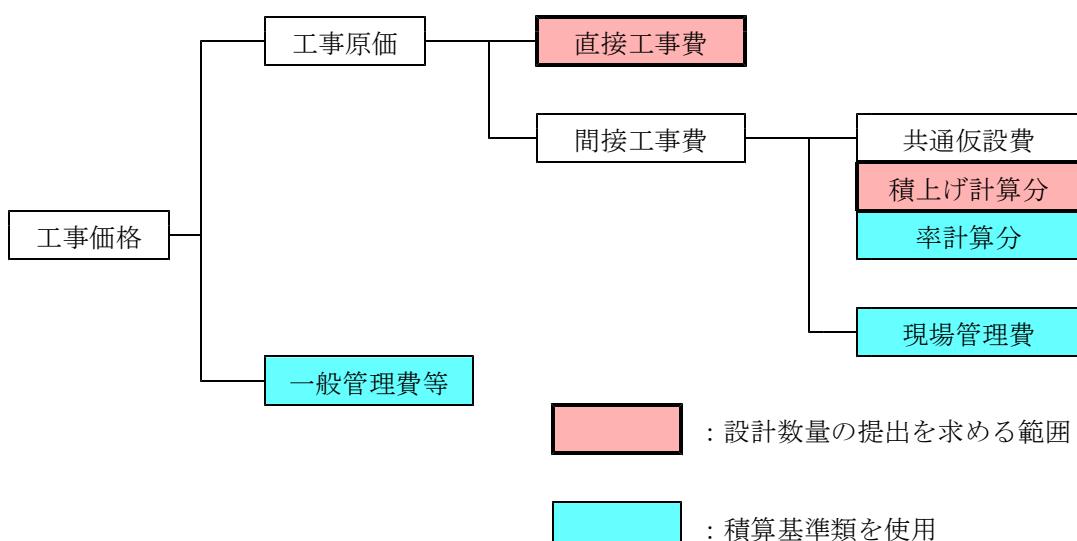


図2 設計数量の提出を求める範囲

(イ) 見積の提出

発注者が予定価格を算定する際に単価表等の見積が必要な場合には、技術対話において見積の提出を要請する。競争参加者は、改善された技術提案の審査を経て競争参加資格があると確認された後、要請された見積を提出する。

ウ 留意事項

(ア) 各種資料の提示

発注者は、技術提案の作成に参考となる各種資料（地質調査結果等）を入札説明書に明示し、要請があれば競争参加者に提示する。また、当該工事に適用が考えられる発注者独自のアイデアやNETIS等に公開されている技術がある場合には、あらかじめ入札説明書等に参考情報として提示する。

(イ) 技術提案書の分量

発注者は、技術提案を求める範囲を踏まえ、技術提案書の分量の目安を示すことにより、競争参加者に過度の負担をかけないよう努める。また、競争参加者は提案内容を簡潔に取りまとめるよう努める。

(ウ) 検討期間の確保

発注者は、優れた技術提案の検討が可能となるように技術提案の作成に要する期間を十分に確保するよう配慮する。

(エ) リスク分担の明示

契約時点での不確定要因（施工条件、地質条件等）を抽出し、契約時点と状況が異なった場合に、発注者及び受注者のどちらの負担とするかを契約図書に明示する。

(2) 技術課題及び評価基準

技術提案評価型（高度技術提案型）の技術課題、評価基準及び評価点の設定に当たっては、技術提案評価型（基準額以上）を参考に工事内容に応じて設定するものとする。

なお、定量的な技術課題のみでは技術提案の多面的評価が困難となるおそれがあるため、定性的な技術課題を併せて設定することを基本とする。

(3) 自由提案の受付

発注者が指定した評価項目以外に、総合的なコストの縮減や工事目的物の性能・機能の向上、社会的要請への対応に関して、競争参加者から技術提案の提出が見込まれる場合には、これらについての創意工夫等の自由提案を受け付け、加点項目として評価する。

その場合には、あらかじめ入札公告や入札説明書において、自由提案の受け付けを認める旨、及び評価における扱い（例えば「最大〇点加算」等）を明示することが必要となる。

4 技術提案の改善（技術対話）

技術提案評価型（高度技術提案型）においては、技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた技術提案となる場合や一部の不備を解決できる場合には、発注者と競争参加者の技術対話を通じて、発注者から技術提案の改善を求め、又は競争参加者に改善を提案する機会を与えることができる。

(1) 技術提案の審査

技術対話の実施に先立ち、発注者は技術提案の審査を行う。

なお、技術提案には新技術や新工法等が多く含まれ、専門的知識が必要となることが想定されるため、技術的判断の必要性に応じて学識経験者等を活用し、審査体制の充実に努めるものとする。

技術提案の審査は、以下による。

ア 発注者の要求事項の確認

発注者の要求事項に対し、技術提案の内容に最低限の要求要件や施工条件を満たさない事項がないか確認する。

イ 技術提案の実現性、安全性等の確認

新技術・新工法についてはNETIS等を活用して情報収集に努め、技術提案の実現性、安全性等を確認する。

ウ 設計数量の確認

技術提案と併せて提出された数量総括表及び内訳書の内容について、以下の事項を確認する。

[確認事項の例]

- ・積算基準類における工事工種体系に沿っているか
- ・技術提案内容に応じた内訳となっているか
- ・工事目的物の仕様に基づく数量が計上されているか
- ・積算基準類に該当しない工種、種別、細別及び規格があるか等

(2) 技術対話の実施

ア 技術対話の範囲

技術対話の範囲は、技術提案及び技術提案に係わる施工計画に関する事項とし、それ以外の項目については、原則として対話の対象としない。

イ 技術対話の対象者

技術対話は、技術提案を出した全ての競争参加者を対象に実施する。競争参加者間の公平性を確保するため、複数日にまたがらずに実施することを基本とするが、競争参加者が他者の競争参加を認知することのないよう十分留意する。また、技術対話の対象者は、技術提案の内容を十分理解し、説明できる者とし、複数でも可とする。ただし、提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限るものとする。

ウ 技術対話の手順

発注者は、競争参加者側から技術提案の概要説明を受けた後、技術提案に対する確認、改善に関する対話をを行うものとする。

なお、技術対話において他者の技術提案、参加者数等の他者に関わる情報は一切提示しないものとする。

技術対話の手順は、以下による。

(ア) 技術提案の確認

競争参加者から技術提案の特徴や利点について概要説明を受け、当該工事の施工上の課題認識や技術提案の不明点について質疑応答を行う。

(イ) 発注者からの改善要請

技術提案の内容に最低限の要求要件や施工条件を満たさない事項がある場合には、技術対話において提案者の意図を確認した上で、必要に応じて改善を要請し、技術提案の再提出を求める。

最低限の要求要件や施工条件を満たさない事項があり、その改善がなされない場合には、発注者は当該競争参加者に対し競争参加資格がないとする旨を通知する。また、新技術・新工法の安全性等を確認するための資料が不足している場合には、追加資料の提出を求める。

(ウ) 自発的な技術提案の改善

発注者による改善要請だけでなく、競争参加者からの自発的な技術提案の改善を受け付けることとし、この旨を入札説明書等に明記する。

(エ) 見積りの提出要請

発注者は、設計数量の確認結果に基づき、必要に応じて数量総括表におけ

る工種体系の見直しや単価表等の提出を競争参加者に求める。競争参加者に提出を求める単価表等は、発注者の積算基準類にない部分に限るものとする。

競争参加者は、競争参加資格があると確認された後、要請された単価表等の見積りを提出するものとする。

エ 文書による改善要請事項の提示

発注者は、技術対話時又は技術対話の終了後、速やかに改善要請事項を書面で提示するものとする。

(3) 改善された技術提案の審査・評価

発注者は、予定価格算定の対象とする技術提案を選定するため、改善された技術提案を審査・評価し、競争参加者の技術評価点を算出しておくものとする。また、技術的判断の必要性に応じて学識経験者等を活用するものとする。

5 予定価格の作成

技術提案評価型（高度技術提案型）においては、競争参加者から発注者の積算基準類にない新技術・新工法等が提案されることが考えられるため、競争参加者からの技術提案をもとに予定価格を定める。

予定価格は、結果として最も優れた提案が採用できるように作成する必要があり、各技術提案の内容を部分的に組み合わせるのではなく、一つの優れた技術提案全体を採用できるように作成するものとする。

(1) 予定価格の算定の考え方

発注者は、競争参加者から再提出された技術提案を基に算出された技術評価点と、当該技術提案を実施するために必要な設計数量等をもとに算定した価格（以下「見積価格」という。）に基づき、予定価格を算定する。

このとき、予定価格の算定方法は、技術評価点の最も高い技術提案に基づき予定価格を算定することを基本とする。ただし、工事内容や評価項目、評価結果等によっては学識経験者の意見を踏まえた上で他の方法を採用してもよい。

なお、予定価格を算定する際には、次号アにより競争参加者が提出した数量等を精査した上で使用する必要があることに留意する。

(2) 予定価格の作成

予定価格は、発注者として説明責任を有していることに留意し、学識経験者への意見聴取結果を踏まえて定めるものとする。

ア 設計数量等の確認

発注者は、予定価格算定の対象となった技術提案を実施するために必要となる設計数量等（数量総括表、内訳書、単価表等）の内容について確認を行い、積算基準類に該当する歩掛や単価がない場合には、過去の同種・類似事例を参考にそれらの妥当性を確認し、必要に応じて市場の実勢調査を行うものとする。

なお、市場の実勢調査に基づいた歩掛け単価を当該工事に適用する場合には、積算基準類について装備施設本部技術調査官と調整を図られたい。また、各社固有の特殊工法等については、歩掛け単価まで分解せずに工法全体の見積の妥当性を確認する。

イ 予定価格の算定

発注者は、設計数量等の確認の結果を踏まえ、積算基準類により予定価格を算定する。

(3) 予定価格の作成に係る学識経験者の意見聴取

予定価格作成の妥当性を確保するため、高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めたときには、当該技術提案の審査の結果を踏まえて予定価格を定めるものとする。

この場合において、当該技術提案の審査に当たり、技術的判断に応じて、中立かつ公正な立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聞くものとする。

ア 意見聴取の時期・方法

学識経験者への意見聴取の時期は、技術対話後、入札前を基本とし、予定価格情報の管理の観点から、意見を聞く学識経験者の人数は最小限度とともに、その匿名性や守秘義務の確保、及び資料の管理等について十分留意するものとする。

イ 意見聴取の内容

学識経験者の意見聴取は、予定価格の積算額ではなく、予定価格の作成方法や考え方等について意見を聞くものとする。意見聴取内容の例を次に示す。

なお、意見聴取した結果に基づき作成した予定価格については、発注者が妥当性の説明責任をもって決定することに留意する。

[意見聴取内容の例]

- ・予定価格算定の対象となった技術提案の適切性

技術評価点と見積価格の図表上でどの技術提案を採用したかの考え方の妥当性

- ・予定価格の算定方法の適切性

技術提案を実施するために必要な設計数量等の検証や積算基準類への置き換えの妥当性

6 改善過程の公表

技術対話における公平性、透明性を確保するため、契約締結後に速やかに評価結果とともに、技術提案の改善に係る過程の概要を公表する必要がある。

公表の内容は、各競争参加者に対する発注者からの改善要請事項の概要、各者の再提出における改善状況の概要を基本とし、各者の提案の具体的な内容に係わる部分は公表しないものとする。また、競争参加者の知的財産を保護する観点から、各者の了解を得た上で公表するものとする。

第4章 総合評価による落札者の決定等

1 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定

いずれの総合評価落札方式においても、総合評価による落札者は、原則として、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、評価値が最も高い者とする。

(2) 評価値

ア 算出方式

評価値の算出は、各入札参加者の技術評価点と施工体制評価点の和を、当該入札参加者が提示した入札価格で除して算出する除算方式によることとする。なお、施工体制評価を行わない場合は、技術評価点を入札価格で除して算出すること。

$$\text{施工体制評価を行う場合} \quad \text{評価値} = \frac{\text{技術評価点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$$

$$\text{施工体制評価を行わない場合} \quad \text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$$

イ 加算点の算出

(ア) 技術提案評価型（基準額未満）及び施工能力評価型の加算点は、入札参加者ごとに整理した評価結果（評価点）を基に、評価点が最高の者に満点の加算点を付与し、その他の者には按分して算出した加算点を付与する。
なお、加算点は、少数点以下3桁まで（第4位切捨て）とする。

(イ) 技術提案評価型（基準額以上）及び技術提案評価型（高度技術提案型）の加算点は、入札参加者ごとに整理した評価結果（評価点）を加算点として付与する。

(3) 留意事項等

落札者決定に当たっての留意事項等を以下に示す。

ア 落札者決定の基準となる基準評価値（標準点（100点）÷予定価格）をあらかじめ算出するものとする。

イ 基準評価値及び各入札参加者の評価値の算出に当たっては、判定を容易にするため、便宜上、億円単位で表示するものとする。

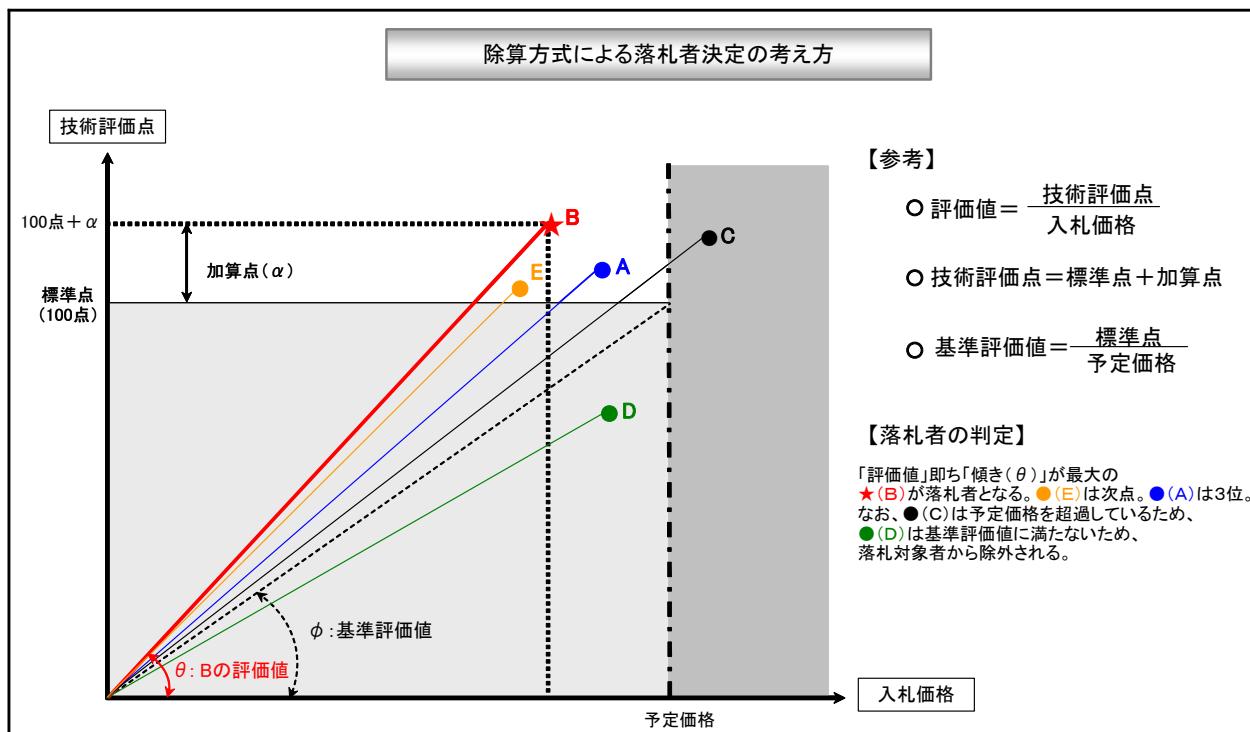
ウ 入札価格が予定価格を上回る者は、落札対象者から除外し、評価値は付与しない。

エ 評価値が基準評価値を下回る者及び評価値が基準評価値を上回っていても、減点評価により技術評価点が標準点（100点）を下回る者は失格とする。

なお、各入札参加者の評価結果（評価点）には減点評価項目（事故等によるペナルティ）が含まれていることから、技術評価点は標準点（100点）を割り込む場合もある。

オ 評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、くじへ移行し落札者を決定する。

[総合評価落札方式による落札者決定の概念図]



2 落札者決定の整理

総合評価落札方式による落札者の決定結果の整理方法は、次のとおりとする。

- (1) 別表第11及び12で整理した評価結果(評価点)を基に、加算点を予定価格の制限の範囲内の入札参加者について算出し、前項に基づき、技術評価点及び評価値をそれぞれ算出する。
- (2) 前号の結果を、入札結果一覧に整理する。

3 落札者決定後の公表

総合評価落札方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、競争参加資格があると認められた者の提示した性能等の評価及び落札結果等については記録し、契約締結後速やかに第1号から第4号に掲げる事項を別紙様式第1により、第5号に掲げる事項を技術提案評価型の場合は別紙様式第2、施工能力評価型の場合は別紙様式第3により文書閲覧窓口（閲覧文書の閲覧を希望する部外者からの申し出に応ずるために防衛省発注機関の長が定める閲覧場所をいう。）に備え置いて閲覧に供するほか、ホームページを利用して公表することとする。

- (1) 業者名
- (2) 各業者の入札金額
- (3) 各業者の技術評価点
- (4) 各業者の評価値
- (5) 各業者の評価点の内訳

4 評価の取扱い

入札に参加した者から、技術提案など総合評価に関する評価結果について問い合わせがあった場合、落札決定前は一切教示しないものとする。

評価点及び評価値については、予定価格と同様の価値を含んでいるので、厳重な取扱いをするものとする。

第5章 その他の留意事項

1 契約書における記載事項

契約書上に、技術提案、工事全般の施工計画、地元企業の採用状況、若手技術者の活用、女性技術者の配置、技術者育成型の活用及び予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置の項目についてその履行を確保するための措置として以下の附則を記載する。

※記載例

(附 則)

受注者は、以下の条件を厳守しなくてはならない。

- 条件
- ・ 35歳以下で資格を持った技術者を配置すること
 - ・ 女性で資格を持った技術者を配置すること
 - ・ 40歳以下の技術者を監理技術者として配置すること
 - ・ 監理技術者に対し、定期的な実務指導を実施すること
 - ・ ○○基地において自衛官在職時の勤務経験を有する予備自衛官を、本工事の作業に直接従事する労働者として、延べ30人・日以上現場配置すること

○○県内下請業者への発注金額を請負金額の30%以上とすること

《以下の技術提案を履行すること》

- ① ○○○○に係る提案
- ② △△△△に係る提案

《以下の工事全般の施工計画を履行すること》

- ① 現場環境等の条件把握
- ② 施工計画上の課題設定及び対策
- ③ 施工計画の具体性
- ④ 現場等における創意工夫
- ⑤ 実現性の担保

また、定量的な「技術提案」の課題を設けた場合において、入札時に提示された技術提案の評価内容が実施されていない場合は、評価点の再計算を行い、差額に対応する金額の支払を求める旨の附則を記載する。

※記載例

(附 則)

発注者が行う検査において、受注者が受注者の責により、以下の条件を遵守することができなかったと確認できた場合は、発注者は、次の式により算定した金額の支払いを受注者に請求するものとする。

条件 《○○○○の期間の短縮○○日》

$$\text{請求金額} = \text{請負代金額} - \left[\frac{\text{標準点} + \text{再計算後の加算点} + \text{施工体制評価点}}{\text{落札評価値}} \right] \times 100,000,000 \times \text{当初契約時の消費税率} \\ [円未満の端数切捨て]$$

・ 標準点：100点

・加算点：○○. ○○○点

・加算点の再計算式： $\frac{\text{再計算後の評価点合計}}{\text{評価点合計}} \times \text{加算点}$

2 技術提案の実施確認

工事監督官及び工事検査官は、当該工事にかかる技術提案について、現場において確実に履行されているか確認を行うものとする。

3 技術提案等の不履行に係るペナルティ

技術提案等の内容が満足できなかった場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減点するものとする。

ただし、予備自衛官等の現場配置項目については、災害招集等の特別な事情により予定の現場配置期間を満足できなかった場合は、ペナルティの対象としないものとする。

なお、工事成績評定の減点は、工事成績評定要領について別紙第1の付紙第4の第1第9項又は別紙第2の付紙第4の第1第9項に規定される「法令遵守等」として措置するものとする。

ア 最大減点数は、「10点」とする。

イ 算定方法

下表に基づき、入札時の評価点（A）と、同様に施工後の再評価点（B）を差し引き、履行できなかった評価点を求め、それを減点数とする。

なお、この算定における企業による技術提案の評価点は、実際の評価点ではなく、1提案ごとの配点とすること。

評価項目	評価の細目	入札時の評価点 (A)	施工後の再評価点 (B)	履行できなかつた評価点 (A-B)
企業の施工能力	若手技術者の活用			
	女性技術者の配置			
配置予定技術者の能力	技術者育成型の活用			
	予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置			
企業の信頼性・社会	地元企業の採用状況			

性				
企業による技術提案	技術提案 工事全般の施工計画			
	計			

ウ 算定例

評価項目	評価の細目	入札時の評価点 (A)	施工後の再評価点 (B)	履行できなかつた評価点 (A) - (B)
企業の施工能力	若手技術者の活用	2	2	0
	女性技術者の配置	1	0	1
配置予定技術者の能力	技術者育成型の活用	2	1	1
	予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置	2	1	1
企業の信頼性・社会性	地元企業の採用状況	10	5	5
企業による技術提案	技術提案	15	12	3
	工事全般の施工計画	10	6	4
	計			15
履行できなかつた評価点が10点以上なので、減点は10点とする。				

4 その他

本事務処理要領に定めるほか、運用に関し必要な事項は、整備計画局施設計画課長が定めるものとする。

なお、本事務処理要領により難い場合は、整備計画局長と協議するものとする。

付紙第1
(用紙A4版)

平成 年 月 日

入札結果通知書

住 所

商号又は名称

代表者氏名

殿

会計機関名

役職 氏名

印

先に行った 工事の一般競争入札について、下記の者を落札者
(契約者) として決定したので通知します。

記

入札(契約)日	平成 年 月 日
工事名	工事
落札(契約)者 住所、氏名	
落札(契約)金額	
備考	(注)

なお、本件工事に係る入札の結果落札しなかった者は、当職に対してその理由についての説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、平成 年 月 日までに契約担当部署へ、その旨を記載した書面（住所、会社名、代表者名等記名押印のこと。）を提出して下さい。

注：入札の結果落札者がないため、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の2の規定に基づき、随意契約により契約を締結した場合は、（ ）によるものとし、備考欄に、「本件工事は、入札の結果落札者がないため、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の2の規定に基づき、上記の者と随意契約により契約を締結したものである。」旨記載するものとする。

付紙第2

一般競争入札の参加資格に係る工種別経営事項評価数値及び総合審査数値

(一式工事)

区分 工事種別	経営事項評価数値 基準額以上	等級区分及び総合審査数値の範囲			
		予定価格が3億円以上基準額未満	予定価格が1億円以上3億円未満	予定価格が3千万円以上1億円未満	予定価格が3千万円未満
土木一式工事	1,200点	A (990点以上) 90点未満)	B (830~90点未満)	C (760~830点未満)	D (760点未満)
建築一式工事	1,200点	A (990点以上) 90点未満)	B (830~90点未満)	C (760~830点未満)	D (760点未満)

(専門工事)

区分 工事種別	経営事項評価数値 基準額以上	等級区分及び総合審査数値の範囲		
		予定価格が5千万円以上基準額未満	予定価格が2千万円以上5千万円未満	予定価格が2千万円未満
電気工事	1,100点	A (870点以上)	B (780~870点未満)	C (780点未満)
管工事	1,100点	A (870点以上)	B (780~870点未満)	C (780点未満)
ほ装工事	1,100点	A (870点以上)	B (780~870点未満)	C (780点未満)
電気通信工事	1,100点	A (870点以上)	B (780~870点未満)	C (780点未満)

注：基準額とは、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第3条第1項に規定する財務大臣の定める額をいう。

入札・契約状況調書(総合評価落札方式○○型)

工事名							工事概要			
入札方式										
入札日	年 月 日		工事場所				工 期	～		
業者名 (商号又は名称)	法人番号	価格以外の入札項目		標準点+加算点+施工体制評価点(A) 評価点(B)	第1回入札		第2回入札		備考	
		加算点	施工体制評価点		入札金額(B)	評価値(A)/(B)	評価値 \geq 基準評価値	入札金額(B)	評価値(A)/(B)	

契約業者名	名称等				
	住 所				
契 約 金 額	¥	(税込)	(¥		(税抜))
予 定 価 格	¥	(税込)	(¥		(税抜))
調査基準価格	¥	(税込)	(¥		(税抜))
基 準 評 價 値					

- 注:1 「入札金額」欄には、消費税抜きの金額を記載する。(単位:円)
- 2 「契約金額」、「予定価格」とび「調査基準価格」欄には、消費税を含んだ金額を、各欄の括弧内には、消費税を含まない金額を記載する。(単位:円)
- 3 「備考」欄は、落札した場合に「落札」、見積り合わせを行い契約の相手方を決定した場合に「決定」と記載する。
- 4 評価値の表示については、判定を容易にするため、便宜上、億円単位で表示するものとする。
- 5 上記入札金額は、入札者が見積もった契約希望金額の〇分の100に相当する金額である。
- 6 入札回数が、2回を超える場合は、本表を適宜修正する。

【技術提案評価型総合評価方式の場合】

評価点の内訳

工事名	
-----	--

(单位:点)

注:1 加算点は、競争参加資格があると認められた者ごとに整理した評価点の合計を基に、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうちから、最終評価点が最高の者に満点の加算点を付与し、他の者には按分して算出した加算点を付与する。ただし、技術提案評価型(基準額以上)の場合は、最終評価点が加算点となる。

2 最終評価点及び加算点は、小数点以下第4位を切り捨てる。

3 総合評価落札方式の種類に応じて、適宜表を修正する。

4 入札を辞退した者、入札が無効となった者又は予定価格を超過した者の評価点の内訳は、評価点の合計まで記載する。

【施工能力評価型総合評価方式の場合】

別紙様式第3
(用紙A4版)

評価点の内訳

工事名	
-----	--

(单位:点)

注:1 加算点は、競争参加資格があると認められた者ごとに整理した評価点の合計を基に、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうちから、最終評価点が最高の者に満点の加算点を付与し、その他の者には按分して算出した加算点を付与する。

- 2 最終評価点及び加算点は、小数点以下第4位を切り捨てる。
 - 3 総合評価落札方式の種類に応じて、適宜表を修正する。
 - 4 入札を辞退した者、入札が無効となった者又は予定価格を超過した者の評価点の内訳は、評価点の合計まで記載する。

別紙様式第4
(用紙A4版)
平成 年 月 日

一般競争参加資格確認通知書

住所
商号又は名称
代表者氏名

殿

会計機関名
役職 氏名

印

先に申請のあった
認したので、通知します。

工事に係る競争参加資格について、下記のとおり確

記

入札公告日	平成 年 月 日
工事名	工事
競争参加資格の有無	有・無 《 有 (条件付き)》 資格がないと認め た理由又は条件
技術提案に基づ く入札の可否	貴社の提出した技術提案の評価について、下記を参照すること。 記 ○○○○に関する技術提案 ・△△△△について・・・・・・・1. 333点 ・□□□□について・・・・・・・2. 667点 ・●●●●について・・・・・・・0点 ・◇◇◇◇について・・・・・・・不採用 ・■■■■について・・・・・・・2点
不採用と認めた理由	○○○○に関する技術提案 ・◇◇◇◇について▲▲▲▲のため不採用とした。

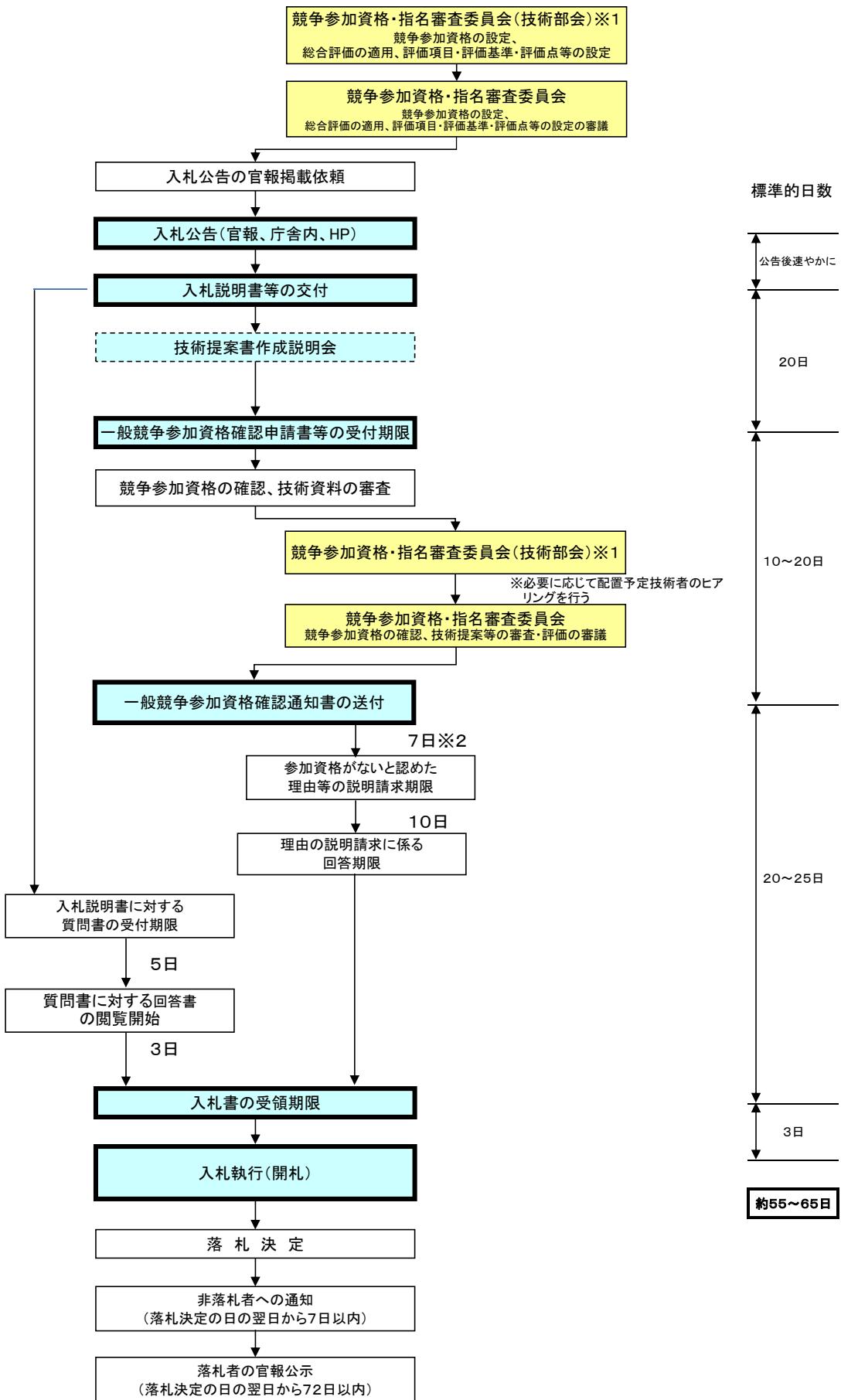
なお、競争参加資格がない又は技術提案が不採用と通知された方は、当職に対してそれらを認めた理由についての説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、平成 年 月 日までに契約担当部署へ、その旨を記載した書面（住所、会社名、代表者名等記名押印のこと。）を提出して下さい。

注：1 《 》は、事務処理要領第2章第2の9(1)又は第2章第3の9(1)のただし書きの場合について記載する。

2 技術提案が不採用の場合は、当該理由を簡潔に記載する。

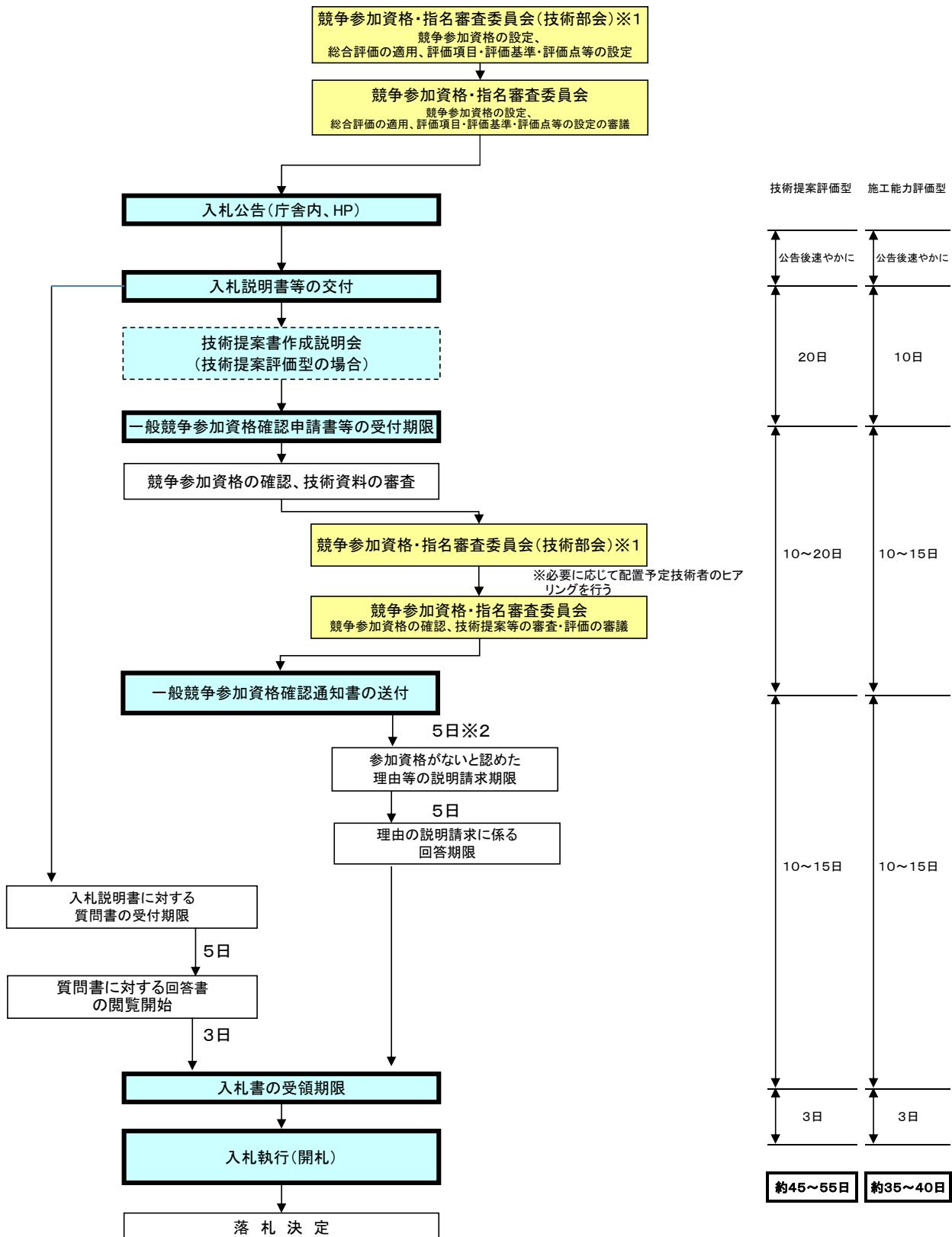
安全保障外工事(基準額以上)における標準的な業務の流れ及び所要日数



※1: 技術部会は競争参加資格・指名審査委員会と兼ねることが出来るものとする。

※2: 行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。

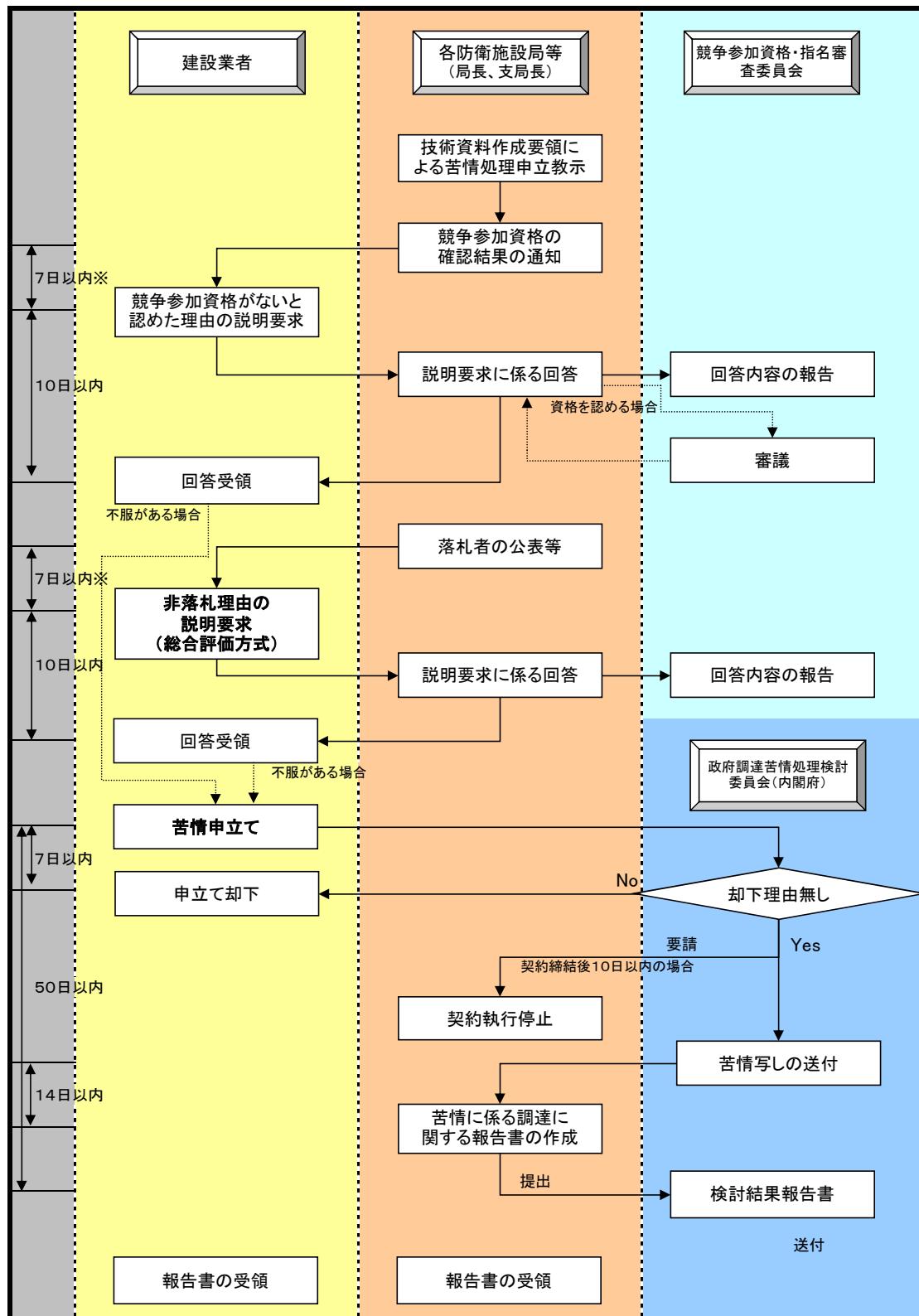
安全保障工事における標準的な業務の流れ及び所要日数



※1: 技術部会は競争参加資格・指名審査委員会と兼ねることが出来るものとする。

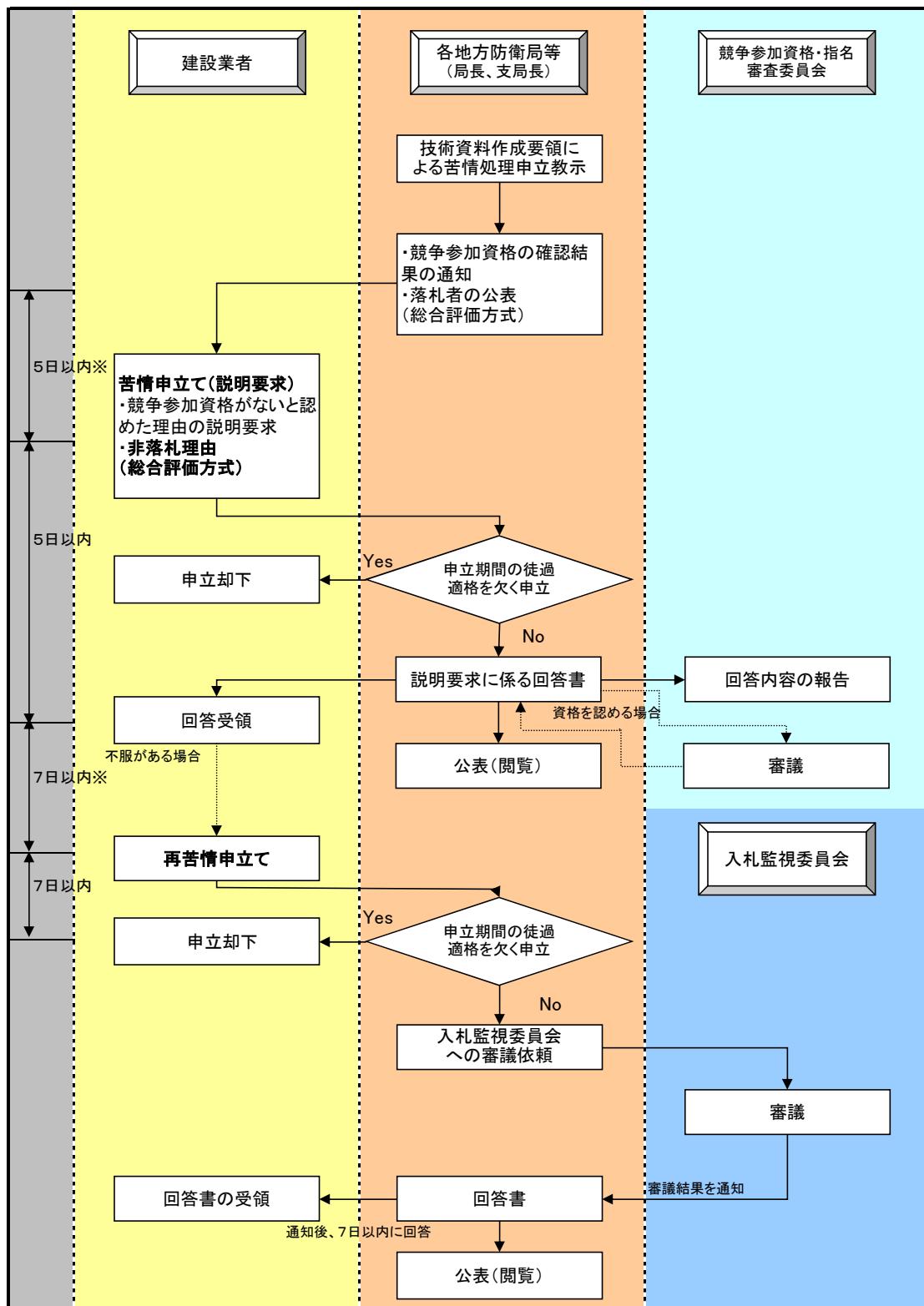
※2: 行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。

標準的な苦情処理フロー(基準額以上)



※行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。

標準的な苦情処理フロー(基準額未満)



技術提案等評価表(技術提案評価型・基準額以上用)

企業名:

(単位:点)

評価区分	評価項目	評価の細目	評価基準	評価点	
				配点	採点
企業の施工能力※2	配置予定技術者の能力	技術者の専門技術力	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが期待できる。	4	
			実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる。	2	
			その他	0	
		当該工事の理解度・取り組み姿勢	当該工事について適切に理解しており、積極的な取り組み姿勢が見られる。	4	
			当該工事について適切に理解している。	2	
	技術提案	技術者コミュニケーション力	その他	0	
			質問に対する応答が明快、かつ迅速である。	2	
			その他	0	
		技術課題① 技術課題②	(1から2個で設定する。)	別途作成の評価基準による。	
企業による技術提案※3	工事全般の施工計画	施工上配慮すべき事項等の技術的所見	別途作成の評価基準による。	10	
その他※4		事故及び不誠実な行為に対するペナルティ(過去6月の〇〇防衛局での指名停止措置要領に基づく指名停止措置等) ※ 過去6月とは、申請書等の提出期限の前日からさかのぼる こと6月以内に指名停止期間がある場合をいう。 ※ 違約金を請求した実績がある場合は、さらに「-1点」を加える。	指名停止期間(累積): 6月以上	-5	
			指名停止期間(累積): 3月以上6月末満	-4	
			指名停止期間(累積): 3月末満	-3	
			書面注意(警告)	-2	
			口頭注意	-1	
			該当なし	0	
合計評価点				40	

は、選択項目である。

※1 「ヒアリング」欄は、必要に応じ、配置予定技術者に対して実施することができるものとする。

※2、※3 企業の施工能力(※2)及び企業による技術提案(※3)の合計については、合計40点となるように設定することを標準とする。

※4 安全保障に係る工事の場合に評価する。

技術提案等評価表(技術提案評価型(基準額未満)・施工能力評価型用)

(単位:点)

企業名:

評価区分	評価項目	評価の細目	評価基準	評価点	
				配点	配点
企業の能力	同種工事の施工実績	国又は特殊法人等 ^{※1} の施工実績あり	2		
		地方公共団体又は地方公社発注の施工実績あり	1		
		その他	0		
	より同種性の高い工事の施工実績	より同種性の高い工事 ^{※2} の実績あり	5		5
		同種性が認められる工事 ^{※3} の実績あり	0		
	工事成績	当該発注者が発注した工事で、80点以上	4		合計で最大10点とする。
		・当該発注者が発注した工事で、75点以上 ・国又は特殊法人等が発注した工事で、80点以上	3		
		・当該発注者が発注した工事で、70点以上 ・国又は特殊法人等が発注した工事で、75点以上 ・地方公共団体が発注した工事で、80点以上	2		
		・国又は特殊法人等が発注した工事で、70点以上 ・地方公共団体が発注した工事で、75点以上	1		
		その他	0		
		当該発注者が発注した工事で、65点未満の実績あり	企業の施工能力の評価を0点とする。		
企業の施工能力	優秀工事等顕彰等の実績	大臣官房施設監の特別優秀工事等顕彰	1件につき5		合計で最大10点とする。
		地方防衛局長の感謝状の贈与	1件につき4		
		地方防衛局調達部長又は地方防衛支局長の優秀工事等顕彰	1件につき3		
		国、特殊法人等及び地方公共団体の優良工事表彰等の受賞実績	1件につき1		
		実績なし	0		
	難工事の工事実績	実績があり、かつ工事成績が80点以上	3		3
		実績があり、かつ工事成績が75点以上	2		
		実績があり、かつ工事成績が70点以上	1		
		実績なし又は工事成績が70点未満	0		
自由設定項目	関連分野での技術開発の実績 ^{※5}	特許権、実用新案権の取得あり、NETISへの登録あり	1		
		なし	0		
	品質管理マネジメントシステム規格(ISO9000s)の取得状況	認証を取得済み(当該工事に適用予定であること。)	1		
		認証を取得済み(当該工事に適用予定であること。)	1		
	環境マネジメントシステム規格(ISO14000s)の取得状況	認証を取得済み(当該工事に適用予定であること。)	1		
		認証を取得済み(当該工事に適用予定であること。)	1		
	情報セキュリティマネジメントシステム規格(ISO27000s)の取得状況	認証を取得済み(当該工事に適用予定であること。)	1		合計で最大5点とする。
		認証を取得済み(当該工事に適用予定であること。)	1		
	若手技術者の活用	35以下の技術者を配置	1		
		資格あり(監理技術者又は主任技術者となりえる国家資格)	1		
配置予定技術者の能力	女性技術者の配置	女性技術者を配置	1		
		資格あり(監理技術者又は主任技術者となりえる国家資格)	1		
	ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価	女性活躍推進法に基づく認定 ^{※6}	1		
		次世代法に基づく認定 ^{※7}	1		
		若者雇用促進法に基づく認定 ^{※8}	1		
	資格	一級〇〇施工管理技士又は同等以上の資格あり	1		1
		一級〇〇施工管理技士又は同等以上の資格なし	欠格		
	同種工事の施工経験	同種工事の施工経験あり(役職(監理(主任)技術者又は現場代理人)経験あり)	2		2
		同種工事の施工経験あり(役職(監理(主任)技術者又は現場代理人)経験なし)	1		
	より同種性の高い工事の施工実績	より同種性の高い工事 ^{※2} の実績あり	5		5
		同種性が認められる工事 ^{※3} の実績あり	0		
監理(主任)技術者又は現場代理人の経験	監理(主任)技術者又は現場代理人の経験	当該発注者が発注した工事で、80点以上	5		合計で最大10点とする。
		当該発注者が発注した工事で、75点以上	4		
		・当該発注者が発注した工事で、70点以上 ・国又は特殊法人等が発注した工事で、80点以上	3		
		・国又は特殊法人等が発注した工事で、75点以上 ・地方公共団体が発注した工事で、80点以上	2		
		・国又は特殊法人等が発注した工事で、70点以上 ・地方公共団体が発注した工事で、75点以上	1		
		その他	0		
		当該発注者が発注した工事で、65点未満の実績あり。	配置予定技術者の能力を0点とする。		

評価区分	評価項目	評価の細目	評価基準	評価点	
				配点	採点
企業の施工能力	配置予定技術者の能力	優秀工事等技術者顕彰等の実績	大臣官房施設監の特別優秀工事等技術者顕彰	1件につき7	
			地方防衛局調達部長又は地方防衛支局長の優秀工事等技術者顕彰	1件につき6	
			大臣官房施設監の特別優秀工事等顕彰、地方防衛局長の感謝状の贈与、地方防衛局調達部長又は地方防衛支局長の優秀工事等顕彰受賞工事に、監理(主任)技術者又は現場代理人として従事	1件につき5	合計で最大10点とする。
			国、特殊法人等又は地方公共団体の優良工事表彰等受賞工事に、監理(主任)技術者又は現場代理人として従事	1件につき4	
			国、特殊法人等又は地方公共団体の優良工事表彰等受賞工事に、監理(主任)技術者又は現場代理人として従事	1件につき3	
			実績なし	0	
		難工事の工事実績	実績があり、かつ工事成績が80点以上	3	
			実績があり、かつ工事成績が75点以上	2	3
			実績があり、かつ工事成績が70点以上	1	
			実績なし又は工事成績が70点未満	0	
		継続教育(CPD)の取り組み状況	推薦単位を取得	2	
			推薦単位の過半を取得	1	
			なし	0	
		技術者育成型の活用	40歳以下の監理(主任)技術者を配置	1	
			定期的な実務指導の実施	1	
		予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置※9	A 当該駐屯地等において自衛官在職時の勤務経験を有する予備自衛官又は即応予備自衛官であり、駐屯地等との調整業務を実施する場合	2	合計で最大4点とする。
			B 当該都道府県内にある駐屯地等※11において自衛官在職時の勤務経験を有する予備自衛官又は即応予備自衛官であり、駐屯地等との調整業務を実施する場合	1	
			C 当該都道府県に隣接する県内にある駐屯地等※12において自衛官在職時の勤務経験を有する予備自衛官又は即応予備自衛官であり、駐屯地等との調整業務を実施する場合	0.5	
			なし	0	
			実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが期待できる。	4	
			実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる。	2	
	ヒアリング	技術者の専門技術力	その他	0	
			当該工事について適切に理解しており、積極的な取り組み姿勢が見られる。	4	
			当該工事について適切に理解している。	2	
		当該工事の理解度・取り組み姿勢	その他	0	
			質問に対する応答が明快、かつ迅速である。	2	
			その他	0	
		技術者のコミュニケーション力	施工実績15件以上	6	
			施工実績12件から14件	4	6
			施工実績10件から11件	2	
	地域精密度		施工実績なし	0	
	地理的条件2(本店(社)、支店、営業所の所在)	当該地域内に本店(社)の所在あり	4		
		当該地域内に当該工種に係る建設業許可を有する支店又は営業所の所在あり	2	4	
		上記以外	0		
	地域貢献度	地元企業の採用状況	県内下請業者への発注予定金額が請負金額の30%以上	10	
			県内下請業者への発注予定金額が請負金額の20%以上30%未満	5	10
			県内下請業者への発注予定金額が請負金額の20%未満	0	
	企業の信頼性・社会性	災害協定等による地域貢献度の実績	災害協定等あり(県内特定地域)※13	2	
			災害協定等あり(同一県内)	1	
			災害協定等なし	0	
		ボランティア活動による地域貢献度の実績	活動実績あり(県内特定地域)※13	2	
			活動実績あり(同一県内)	1	
			活動実績なし	0	合計で最大5点とする。
		地产品の使用状況	使用実績あり	1	
			使用実績なし	0	
		不発弾処理対策の実績※14	3件以上	2	
			1から2件	1	
			実績なし	0	

企業 による 技術	技術提案	技術課題	別途作成の評価基準による。	15
	工事全般の施工計画	施工上配慮すべき事項等の技術的所見	別途作成の評価基準による。	10
その他	事故及び不誠実な行為に対するペナルティ(過去6月の〇〇防衛局での指名停止措置要領に基づく指名停止措置等)		指名停止期間(累積): 6月以上	-5
			指名停止期間(累積): 3月以上6月未満	-4
			指名停止期間(累積): 3月未満	-3
			書面注意(警告)	-2
			口頭注意	-1
			該当なし	0
	合計評価点		技術提案評価型(地域評価型)	110~130
			技術提案評価型	85~105
			施工能力評価型(地域評価型)	85~105
			施工能力評価型	60~80

[■] は、より高い同種性が認められる工事を評価する場合に評価。

[■] は、地域評価型を採用する場合に評価。

[■] は、技術提案評価型を採用する場合に評価。

[■] は、必要に応じ、配置予定技術者に対して実施する場合に評価。

※1 特殊法人等とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第二条に定義される特殊法人等をいう。

※2 競争参加資格要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、仮設工法、設計条件等についてさらなる同種性が認められる工事。

※3 競争参加資格要件と同等の同種性が認められる工事

※4 工事場所が参加要件とした地域内での顕彰等に限るとしているが、過去の受賞状況に応じて適用範囲を適切に設定すること。

※5 「関連分野での技術開発の実績」欄は、企業に技術提案を求める際に、当該技術提案について関連する技術開発の適用が期待される等の場合に選択する。

※6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)又は同法第8号に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。)をいう。

※7 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※8 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※9 「予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置」欄は、自衛隊の駐屯地、分屯地、基地、分屯基地及び演習場において実施する工事の場合に評価する。

※10 評価基準の異なる現場配置予定者が複数いる場合は、次の例1～例3を参考に評価を行う。

例1: Aが30人・日、Bが10人・日の場合は2点、例2: Aが20人・日、Bが10人・日の場合は1点、例3: Aが20人・日、Cが10人・日の場合は0.5点

※11 当該都道府県内にある駐屯地等は、予備自衛官等の自衛官在職時の出身区分(陸自、海自、空自)と同一区分に限る。

北海道の場合は、広域に亘ることから、以下の地域区分を都道府県内とみなす。

陸上自衛隊…地域①: 札文、稚内、名寄、遠軽、旭川、近文台、上富良野、多田、沼田、留萌

地域②: 美幌、標津、別海、釧路、足寄、鹿追、帶広

地域③: 日高、安平、早来、静内、島松、北恵庭、南恵庭、北千歳、東千歳、白老、幌別

地域④: 滝川、美唄、岩見沢、丘珠、苗穂、札幌、豊平、真駒内、俱知安、函館

海上自衛隊…地域①: 余市、函館、稚内、松前(白神含む。)

航空自衛隊…地域①: 稚内、網走、根室、襟裳、長沼、千歳、当別、八雲、奥尻島

※12 当該都道府県に隣接する県内にある駐屯地等は、当該都道府県内に所在する同一区分(陸自、海自、空自)の駐屯地等が1つの場合、隣接する県内の同一区分の駐屯地等を適切に設定する。

※13 「災害協定等による地域貢献度の実績」及び「ボランティア活動による地域貢献度の実績」の評価基準は、工事及び地域の特性を考慮し、県内特定地域を設定する。

※14 「不発弾処理対策の実績」欄は、工事及び地域の特性を考慮し、評価する。

※15 企業による技術提案の配点については、合計25点となるように設定することを標準とする。

工事全般の施工計画に係る欠格判定表

- 以下の審査項目に該当事項がある場合は、当該欄をチェックし、「欠格」とする。

企業名：_____

該当事項	審　　査　　項　　目
<input type="checkbox"/>	「未提出」または「白紙」である
<input type="checkbox"/>	入札説明書等に指定した事項と無関係な内容が記載されている
<input type="checkbox"/>	記載内容が法令に違反している
<input type="checkbox"/>	本工事と全く関係のない事項が記載されている(明らかに他の案件内容を転載している場合等)
<input type="checkbox"/>	記載内容が他の入札参加者と全く同一である(明らかに2者以上の事前調整が認められる場合等)

判定	
<input type="checkbox"/> 適格	<input type="checkbox"/> 欠格

技術的能力審査結果表

工事件名:

(適格=○、欠格=×)

審査項目	審査の細目	審査項目	A社	B社	C社	D社	E社	…
企業の能力	同種工事の施工実績	過去15年間(平成〇年4月1日以降)に完成・引渡しを了した実績がある。						
配置予定技術者の能力	資格	入札説明書に記載されている要件を満たす資格を保有している。						
	同種工事の施工経験	過去15年間(平成〇年4月1日以降)に完成・引渡しを了した実績がある。						
企業による技術提案※1	工事全般の施工計画	別表第1の欠格要件に該当しない。						
一般審査事項	予決令	予決令第70条及び第71条の規定に該当しない。						
	資格認定	訓令第10条に基づく級別の格付を受け、かつ、当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等に競争参加を希望している。						
	指名停止	当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等における指名停止期間中でない。						
	設計業務	対象工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面関連がない。						
	工事成績	平成〇年度以降平成〇年度までに完成・引渡しが完了した当該防衛省発注機関発注の工事実績がある場合、評定点合計の平均が65点未満でない。						
	本店等の所在※2	入札公告等で指定した区域内における、建設業法の許可に基づく本店、支店又は営業所がある。						
	暴力団関係業者の排除	都道府県警察から暴力団関係業者として排除要請を受けている者でない。						
総合判定※3								

※1 施工能力評価型及び段階的選抜方式の場合は審査しない

※2 安全保障外工事(基準額以上)の場合は審査しない

※3 総合判定とは、すべての事項について1ヵ所でも×がある場合は×を、すべての事項が〇の場合は〇を付す。

技術提案に対する評価基準(技術提案評価型用)

工事件名: _____

評価事項	不採用(×)	標準案(0点)	有効な提案(点)	優れている提案(点)	特に優れている提案(点)
【技術課題①】					
【技術課題②】					

注1 本評価・判定基準の様式は標準様式であり、当該技術課題の内容、評価基準等により適宜本様式を変更することができる。

注2 有効な提案、優れている提案、特に優れている提案について、それぞれの得点を決定する。

注3 技術課題は、基準額未満の場合は1課題、基準額以上の場合は2課題設定することを標準とする。

(参考)

技術提案に対する評価基準(技術提案評価型用)(記載例)

工事件名: _____

評価事項	不採用(×)	標準案(0点)	有効な提案(1点)	優れている提案(2点)	特に優れている提案(3点)
【技術課題①】					
【技術課題②】					

注1 本評価・判定基準の様式は標準様式であり、当該技術課題の内容、評価基準等により適宜本様式を変更することができる。

注2 有効な提案、優れている提案、特に優れている提案について、それぞれの得点を決定する。

注3 技術課題は、基準額未満の場合は1課題、基準額以上の場合は2課題設定することを標準とする。

評価表【技術提案用】(技術提案評価型用)

(評価者A:〇〇〇〇)

工事件名:〇〇〇〇〇〇〇工事

技術課題1:〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に係る提案について

技術課題2:〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に係る提案について

番号	業者名	区分	配点	提案の概要	評価	提案の評価理由	備考
1	A社	課題①	点	・			
				・			
				・			
				・			
				・			
		課題②	点	・			
				・			
				・			
				・			
				・			
2	B社	課題①	点	・			
				・			
				・			
				・			
				・			
		課題②	点	・			
				・			
				・			
				・			
				・			
3	C社	課題①	点	・			
				・			
				・			
				・			
				・			
		課題②	点	・			
				・			
				・			
				・			
				・			

注:本評価判定表は、標準的な様式を示したものであり、技術課題、評価基準の設定等に応じ適宜様式を変更することができるものとする。

【記載要領】

- 1 評価は、提案内容を別表第3の基準に従い評価した結果を記載する。
- 2 提案の評価理由は、当該提案を評価した理由を簡潔に記載する。
- 3 技術課題は、「技術提案評価型(基準額未満)」の場合は1課題、「技術提案評価型(基準額以上)」の場合は2課題設定することを標準とする。
- 4 評価者の役職・氏名を記載する。

(参考)

評価表【技術提案用】(技術提案評価型用)(記載例)

(評価者A:○○○○)

工事件名:○○○○○○工事

技術課題1:○○○○○○○○○に係る提案について

番号	業者名	区分	配点	提案の概要	評価	提案の評価理由	備考
1	A社	課題①	点	A.	有効	○○○	
				B.	優れている	△△△	
				C.	特に優れている	□□□	
				D.	標準	標準案の範囲である。	
				E.	不採用	仕様書に反するため不採用である。	
2	B社	課題①	点	A.	有効	○○○	
				B.	優れている	△△△	
				C.	有効	○○○	
				D.	特に優れている	□□□	
				E.	有効	○○○	
3	C社	課題①	点	A.	標準	標準案の範囲である。	
				B.	有効	○○○	
				C.	優れている	△△△	
				D.	有効	○○○	
				E.	特に優れている	□□□	
4	D社	課題①	点	A.	標準	標準案の範囲である。	
				B.	特に優れている	□□□	
				C.	有効	○○○	
				D.	不採用	仕様書に反するため不採用である。	
				E.	優れている	△△△	

注:本評価判定表は、標準的な様式を示したものであり、技術課題、評価基準の設定等に応じ適宜様式を変更することができるものとする。

【記載要領】

- 1 評価は、提案内容を別表第3の基準に従い評価した結果を記載する。
- 2 提案の評価理由は、当該提案を評価した理由を簡潔に記載する。
- 3 技術課題は、「技術提案評価型(基準額未満)」の場合は1課題、「技術提案評価型(基準額以上)」の場合は2課題設定することを標準とする。
- 4 評価者の役職・氏名を記載する。

評価総括表 【技術提案用】(技術提案評価型用)

工事件名:○○○○○○工事

技術課題1:○○○○○○○○○に係る提案について

技術課題2:○○○○○○○○○に係る提案について

番号	業者名	提案区分	提案の概要	評価者					平均点	評価結果	評価点	評価点の合計	備考
				A	B	C	D	E					
1	A社	課題①	.										
			.										
			.										
			.										
			.										
		課題②	.										
			.										
			.										
			.										
			.										
2	B社	課題①	.										
			.										
			.										
			.										
			.										
		課題②	.										
			.										
			.										
			.										
			.										
3	C社	課題①	.										
			.										
			.										
			.										
			.										
		課題②	.										
			.										
			.										
			.										
			.										

注:1 本評価総括表は、標準的な様式を示したものであり、技術課題、評価基準の設定等に応じ適宜様式を変更することができるものとする。

2 評価者の欄には別表第4で判定した評価を、別表第3の評価基準に基づき点数化し、記載するものとする。ただし、標準案の場合は標準、不採用の場合は不採用と記載すること。

3 原則として評価者は5名以上とする。1つの提案に対して最上位、最下位の評価を除外した3名以上の平均点(小数点以下4位四捨五入)を評価結果とする。評価結果が1点以上の場合はそのまま評価点とし、評価結果が1点に満たない場合は、評価点を0点とする。また、最上位、最下位の評価を除外した3名以上のうち半数以上が標準又は不採用の評価を行った場合は、平均点に関わらず標準又は不採用を評価結果とする。この場合において、標準と不採用が同数の評価となった場合は、評価者間で協議するものとし、理由を備考欄に記載するものとする。なお、最上位、最下位の評価を除外した評価者が偶数となり、その半数が標準又は不採用の評価を行った場合は、評価者間で評価点を付与するか協議するものとし、理由を備考欄に記載するものとする。

4 技術課題は、「技術提案評価型(基準額未満)」の場合は1課題、「技術提案評価型(基準額以上)」の場合は2課題設定することを標準とする。

(参考)

評価総括表 【技術提案用】(技術提案評価型用)(記載例)

技術課題1:〇〇〇〇〇〇〇〇〇に係る提案について

工事件名:〇〇〇〇〇〇工事

番号	業者名	提案区分	提案の概要	評価者					平均点	評価結果	評価点	評価点の合計	備考
				A	B	C	D	E					
1	A社	課題①	A.	1	2	3	2	3	2.333	有効	2.333	9.000	
			B.	2	3	1	3	2	2.333	有効	2.333		
			C.	3	2	3	3	2	2.667	有効	2.667		
			D.	0	1	2	2	3	1.667	有効	1.667		
			E.	×	×	0	2	2	0.667	不採用	0.000		協議の結果、不採用
2	B社	課題①	A.	1	3	2	2	1	1.667	有効	1.667	8.000	
			B.	2	3	2	1	3	2.333	有効	2.333		
			C.	1	2	1	2	1	1.333	有効	1.333		
			D.	3	0	1	0	2	1.000	有効	1.000		
			E.	1	2	3	1	2	1.667	有効	1.667		
3	C社	課題①	A.	0	0	1	1	1	0.667	標準	0.000	7.334	
			B.	1	3	1	2	2	1.667	有効	1.667		
			C.	2	2	3	3	3	2.667	有効	2.667		
			D.	1	1	2	2	3	1.667	有効	1.667		
			E.	3	2	0	0	2	1.333	有効	1.333		
4	D社	課題①	A.	0	1	2	0	2	1.000	有効	1.000	6.667	
			B.	3	2	3	3	3	3.000	有効	3.000		
			C.	1	3	2	1	2	1.667	有効	1.667		
			D.	×	0	0	×	1	0.000	標準	0.000		
			E.	2	1	1	0	1	1.000	有効	1.000		

注: 1 本評価総括表は、標準的な様式を示したものであり、技術課題、評価基準の設定等に応じ適宜様式を変更することができるものとする。

2 評価者の欄には別表第4で判定した評価を、別表第3の評価基準に基づき点数化し、記載するものとする。ただし、標準案の場合は標準、不採用の場合は不採用と記載すること。

3 原則として評価者は5名とする。1つの提案に対して最上位、最下位の評価を除外し、3名の平均点(小数点以下4位四捨五入)を評価結果とする。評価結果が1点以上の場合はそのまま評価点とし、評価結果が1点に満たない場合は、評価点を0点とする。また、最上位、最下位の評価を除外した3名のうち2名が標準又は不採用の評価を行った場合は、平均点に関わらず標準又は不採用を評価結果とする。この場合において、標準と不採用が同数の評価となった場合は、評価者間で協議するものとし、理由を備考欄に記載するものとする。なお、最上位、最下位の評価を除外した評価者が偶数となり、その半数が標準又は不採用の評価を行った場合は、評価者間で評価点を付与するか協議するものとし、理由を備考欄に記載するものとする。

4 技術課題は、「技術提案評価型(基準額未満)」の場合は1課題、「技術提案評価型(基準額以上)」の場合は2課題設定することを標準とする。

工事全般の施工計画における判定基準(技術提案評価型用)

工事件名: _____

評価項目	評価の着目点	判定基準			計
		標準案(0点)	有効な提案(点)	優れている提案(点)	
工事全般の施工計画 (施工上配慮すべき事項)	・現場環境等の条件把握 (地形、地質、気象条件、周辺施設等の現場条件)				
	・施工計画上(品質・工程・安全管理等)の課題設定及び対策				
	・施工計画の具体性				
	・現場等における創意工夫				
	・実現性の担保 (過去の実績等による裏付け)				
評価点合計 (10点)					

注1 評価項目、評価の着目点、判定基準及び配点は、必要に応じて、追加、削除及び変更を行うことができる。

注2 各配点は、2点を標準とする。

評価判定表【工事全般の施工計画用】(技術提案評価型用)

(評価者A:○○○○)

工事件名:○○○○○○工事

番号	業者名	配点	評価の着目点	評価判定	施工計画の評価理由	備考
1	A社	点	・ ・ ・ ・ ・ ・			
2	B社	点	・ ・ ・ ・ ・ ・			
3	C社	点	・ ・ ・ ・ ・ ・			

注:本評価判定表は、標準的な様式を示したものであり、評価の着目点の設定等に応じ適宜様式を変更することができるものとする。

【記載要領】

- 1 評価判定は、提案内容を別表第6の基準に従い評価した結果を記載する。
- 2 施工計画の評価理由は、評価判定の理由を簡潔に記載する。
- 3 評価者の役職・氏名を記載する。

別表第10

評価総括表【工事全般の施工計画用】(技術提案評価型用)

工事件名:〇〇〇〇〇〇工事

番号	業者名	提案の概要	評価者					評価点	評価点の合計	備考
			A	B	C	D	E			
1	A社	・								
		・								
		・								
		・								
		・								
2	B社	・								
		・								
		・								
		・								
		・								
3	C社	・								
		・								
		・								
		・								
		・								

注:1 本評価総括表は、標準的な様式を示したものであり、評価の着目点の設定等に応じ適宜様式を変更することができるものとする。

2 評価者の欄には別表第7で判定した評価を、別表第6の評価基準に基づき点数化し、記載するものとする。

3 原則として評価者は5名とする。1つの提案に対して最上位、最下位の評価を除外し、3名の平均点(小数点以下4位四捨五入)を評価点とする。

技術提案等評価結果整理表(技術提案評価型・基準額以上用)

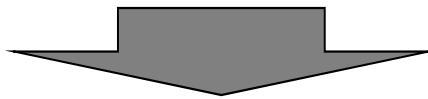
工事件名:

評価区分	評価項目		評価の細目	評価点(配点)	A社	B社	C社	D社	E社	…	
企業の施工能力	配置予定技術者	ヒアリング	技術者の専門技術力	4 点	点	点	点	点	点	点	
			当該工事の理解度・取り組み姿勢	4 点	点	点	点	点	点	点	
			技術者のコミュニケーション力	2 点	点	点	点	点	点	点	
企業による技術提案	技術提案		技術課題①	点	点	点	点	点	点	点	
			技術課題②	点	点	点	点	点	点	点	
	工事全般の施工計画		施工上配慮すべき事項等の技術的所見	10 点	点	点	点	点	点	点	
その他			事故及び不誠実な行為に対するペナルティ		点	点	点	点	点	点	
評価点の得点(評価点の合計)(①)				40 点	点	点	点	点	点	点	
施工体制評価点(②)				30 点	点	点	点	点	点	点	
最終評価点(③=①×②/30)				点	点	点	点	点	点	点	

注: 1 [] は、選択項目である。

2 入札参加者名は、アルファベットで記載し、入札参加者数に応じて、適宜列数を増減するものとする。

3 その他は、安全保障工事の場合に評価する。



■ 入札結果一覧

(A)予定価格(億円)						
(B)基準評価値【標準点(100点:固定)／予定価格(A)】						
入札結果	A社	B社	C社	D社	E社	…
①入札価格(億円)						
②加算点	点	点	点	点	点	点
③施工体制評価点	点	点	点	点	点	点
④技術評価点【標準点(100点:固定)+加算点(②)+施工体制評価点(③)】	点	点	点	点	点	点
⑤評価値【技術評価点(④)／入札価格(①)】						
順位						
落札者						

注: 1 加算点は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者に付与する。最終評価点を加算点として付与する。

2 最終評価点、技術評価点及び評価値は小数点以下第4位を切り捨てる。

技術提案等評価結果整理表(技術提案評価型(基準額未満)・施工能力評価型用)

工事件名:

評価区分	評価項目	評価の細目	評価点(配点)	A社	B社	C社	D社	E社	...	
企業の施工能力	企業の能力	同種工事の施工実績	2点	点	点	点	点	点	点	
		より同種性の高い工事の施工実績	5点	点	点	点	点	点	点	
		工事成績	10点	点	点	点	点	点	点	
		優秀工事顕彰等の実績	10点	点	点	点	点	点	点	
		難工事の工事実績	3点	点	点	点	点	点	点	
		自由設定項目	5点	点	点	点	点	点	点	
	配置予定技術者の能力	資格	1点	点	点	点	点	点	点	
		同種工事の施工経験	2点	点	点	点	点	点	点	
		より同種性の高い工事の施工実績	5点	点	点	点	点	点	点	
		監理(主任)技術者又は現場代理人の経験	10点	点	点	点	点	点	点	
		優秀工事技術者顕彰等の実績	10点	点	点	点	点	点	点	
		難工事の工事実績	3点	点	点	点	点	点	点	
		自由設定項目	4点	点	点	点	点	点	点	
企業の信頼性	ヒアリング	技術者の専門技術力	4点	点	点	点	点	点	点	
		当該工事の理解度・取り組み姿勢	4点	点	点	点	点	点	点	
		技術者のコミュニケーション力	2点	点	点	点	点	点	点	
	地域精通度	地理的条件1(近隣地域内における施工実績)	6点	点	点	点	点	点	点	
		地理的条件2(本店(社)、支店、営業所の所在)	4点	点	点	点	点	点	点	
・信頼性	地域貢献度	地元企業の採用状況	10点	点	点	点	点	点	点	
	自由設定項目	自由設定項目	5点	点	点	点	点	点	点	
	技術提案	技術課題	15点	点	点	点	点	点	点	
技術による企 業案提出 技に	工事全般の施工計 画	施工上配慮すべき事項等の技術的所見	10点	点	点	点	点	点	点	
		その他	0点	点	点	点	点	点	点	
評価点の得点(評価点の合計)(①)			点	点	点	点	点	点	点	
施工体制評価点(②)			点	点	点	点	点	点	点	
最終評価点(③)=(①)×(②)/30)			点	点	点	点	点	点	点	

注: 入札参加者名は、アルファベットで記載する。入札参加者数及び総合評価方式に応じて、適宜列数及び行数を増減するものとする。

■ 入札結果一覧



(A)予定価格(億円)	
(B)基準評価値【標準点(100点:固定)／予定価格(A)】	

入札結果	A社	B社	C社	D社	E社	...
①入札価格(億円)						
②加算点【満点を設定し比例配分】	点	点	点	点	点	点
③施工体制評価点	点	点	点	点	点	点
④技術評価点【標準点(100点:固定)+加算点(②)+施工体制評価点(③)】	点	点	点	点	点	点
⑤評価値【技術評価点(④)／入札価格(①)】						
順位						
落札者						

注: 1 加算点は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者に付与する。評価点の合計値が最高点の者に満点の加算点を付与する。

2 加算点、技術評価点及び評価値は小数点以下第4位を切り捨てる。